

令和6年9月10日

令和6年第3回和束町議会定例会

(第1号)

和 東 町 議 会

令和 6 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 1 号 ）

招 集 年 月 日            令 和 6 年 9 月 1 0 日 （ 火 ）

招 集 の 場 所            和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時            開 議    午 前    9 時 3 0 分

                              閉 議    午 後    2 時 5 0 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

1 番	村	山	一	彦	2 番	宗	健	司
3 番	山	本	達	也	4 番	高	山	豊彦
5 番	井	上	武	津男	6 番	岡	本	正意
7 番	畑		武	志	8 番	小	西	啓
9 番	岡	田		勇	1 0 番	吉	田	哲也

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長            細 井 隆 則

書                      記            西 田 絵 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	馬場正実
理事兼会計管理者 兼会計課長	岡田博之
総務課長	原田敏明
地域力推進課長	富田幸彦
人権啓発課長	中尾政弘
税住民課長	今西靖
福祉課長	北広光
保育園長	富岡初代
福祉課主幹	小川恭仁子
総合施設整備課長 兼診療所事務長	但馬宗博
国保診療所医療担当課長	馬場かよ子
農村振興課長	松井幸則
建設事業課長	井上博丞

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	4番 高山豊彦 5番 井上武津男

## 議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の委員会調査及び広域連合議会の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 認定第 1号 令和5年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 令和5年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 認定第 3号 令和5年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認  
定について
- 認定第 4号 令和5年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認  
定について
- 認定第 5号 令和5年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 認定第 6号 令和5年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 認定第 7号 令和5年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 日程第 7 議案第36号 和東町総合保健福祉施設建設工事請負契約の第2回変更  
について
- 報告第 6号 健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告書

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（吉田哲也君）

皆さん、おはようございます。本日はご苦勞さまです。

ただいまから、令和 6 年和東町議会第 3 回定例会を開会いたします。

本日、新型コロナウイルス感染症防止対策として議場内扉 3 か所を開放し、空気清浄機を設置、演台にはアクリル衝立板を設置しております。

また、マスクの着脱について、本議会議場におきましては各個人の自由といたします。なお、マスクを着用される場合は声が聞き取りにくいと思われますので、質問、答弁の際には、必ずマイクに近づいて発言していただきますようよろしくお願いいたします。

また、クールビズの期間に入っておりますので、上着、ネクタイの着脱は自由といたします。

また、皆さんにお願いいたします。

先頃、他の市町村議会で議員が会議中に自席において携帯電話を操作したことが問題となった事案がありました。本町議会におきましても、会議中の禁止事項として、携帯電話の議場及び委員会室での使用を禁止しておりますので、厳に慎んでいただきますようお願いいたします。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

おはようございます。

令和 6 年第 3 回定例会開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

令和 6 年第 3 回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、本定例会にご出席賜りありがとうございます。

さて、今年の夏を振り返りますと、昨年以上の猛暑、酷暑となり、今年もまた、観測史上初という言葉、文字が随所に飛び交う結果となりました。また、南海トラフを

震源とする大規模地震の前兆かと思われる地震が発生、台風10号にあつては、発生からほぼ10日間、日本近海の付近を1週間居座り、日本列島に大きな爪痕を残しました。近年特徴的となった気象状況では、局地的集中豪雨で、関東地方では連日のように集中豪雨による被害をもたらしています。

幸いなことに昨年8月15日以来、和東町には異常気象警報発令がなく安堵していますが、防災対策は的確かつ正確な情報と事前に防ぐ、まずためらいのない避難行動による身の安全の確保が重要であると考え、台風10号接近時においては、防災行政無線を活用した未然の周知放送など、新たな試みを行わせていただきました。今回は大きな被害もなく事なきを得たという結果を得ましたが、今後におきましても、住民の皆様方の生命と財産を守れるよう取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

また、今期定例会におきましては、令和5年度一般会計及び6特別会計に係る決算認定並びに国民健康保険条例の一部改正、和東町総合保健福祉施設に係る契約事務3件ほか辺地計画の見直し、令和6年度一般会計及び2特別会計、2企業会計に係る補正予算、1同意案件、報告1件を審議いただきたくご提案させていただく次第です。いずれの案件につきましても慎重審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、令和6年度第3回定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

今期定例会、いろいろお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

本日の会議を開きます。

岡田 勇議員から遅刻の届出が出ています。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、高山豊彦議員、5番、井上武津男議員を指名いたします。

以上の両議員に差支えのある場合には、次の議席の議員をお願いいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月27日までの18日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から9月27日までの18日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、私のほうから2点報告を申し上げます。

まず、最初にですが、今定例会におきましても3議案提案させていただきたく予定をしております和東町総合保健福祉施設工事等についてですが、8月末工事進捗率が47%、ほぼ半分が完成したといったところです。センター自体の骨格も見え、議員各位におかれましても、工事中の現場視察を行っていただきましたが、先般、和東町職員全員を対象とした工事現場視察を行い、竣工後の活用方法などについて職員が一丸となって取り組んでまいります。

また、当施設につきましては、住民から施設愛称を公募し、「Chanova」と決まりましたので、今後は愛称を広く浸透し、特に住民広場においては、絶えることのない住民の憩いの場となるよう、まずは職員が知恵を絞り、活用できる場の創出に取り組みますので、議員各位におかれましても、ご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。

なお、今後におきましては、周辺施設工事としまして、駐車場整備工事、「Chanova」へのアプローチを兼ねた国土強靱化事業、町道中溝学校線新設改良工事など、役場周辺における工事を多く行うことから、来庁される住民の皆様には大変

ご迷惑をおかけしますが、令和7年4月には一定施設が稼働できるよう事業を進めてまいりますので、重ねてご理解をお願い申し上げます。

報告2点目でございます。主要地方道宇治木屋線、鷲峰山トンネルの工事の進捗ですが、以前に私のほうから、令和6年12月頃には開通するとお伝えをした経過もございますので、最新の工事進捗状況、開通の見通し等についてご報告をさせていただきます。

鷲峰山トンネルにつきましては、工事自体は順調に進んでいて、このまま順調に進みますと来春の完成が見込まれてきました。また、現在通行止めとなっています現道ですが、こちらも復旧工事につきましては、早期通行止めの解除を目指し、工事進捗を早めるため、先週9月2日から工事時間を夜21時まで延長、5日から削孔、いわゆる抑止杭の施工が始まっています。

削孔工事初日の5日には、掘削音などがどの程度出るのかということもあって、19時半頃から21時頃まで、京都府職員に同行し現場確認を行ったところで、今後問題なく工事が進めば、年内には通行止め解除が行われると想定しております。

以上2点について報告とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、和束町議会令和3年第3回定例会報告書に基づきまして報告をさせていただきます。

報告書の方をお願いいたします。

報告第6号

#### 健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定

により、令和5年度健全化判断比率並びに簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計に係る資金不足比率を、別紙のとおり、監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年9月10日報告

和束町長 馬場正実

1枚おめくりください。

#### 1. 健全化判断比率

実質赤字比率、該当しておりません。

連結実質赤字比率、該当しておりません。

実質公債費比率10.7%、将来負担比率、該当しておりません。

次に、資金不足比率でございます。

簡易水道事業特別会計、該当しておりません。

下水道事業特別会計、該当しておりません。

#### 3. 算定の基礎となる事項を記載した書類をつけさせていただいております。

その次に、令和5年度財政健全化審査意見書、簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書、下水道事業特別会計経営健全化審査意見書につきましても監査委員の意見をいただいておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

私のほうからは、以上報告とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

議長から報告します。

最初に、監査委員より、令和6年5月31日現在、6月30日現在、7月31日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望される議員は事務局にてご覧ください。

次に、会議規則第127条の規定により実施いたしました議員派遣については、お手元に配付しております一覧表のとおりでございますので、ご覧ください。

なお、8月29日午後1時からANAクラウンプラザホテル京都において予定され

ていました市町村 1 期目議員研修会につきましては、台風 1 0 号の接近に伴い延期されております。

以上で報告を終わります。

日程第 4、閉会中の委員会調査報告及び広域連合議会の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、畑 武志議員。

○総務厚生常任委員長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。

総務厚生常任委員会報告を行います。

本委員会は、8 月 2 8 日に岡田理事、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、各課における令和 6 年度事業の執行状況について事務調査を行いました。

初めに岡田理事から、台風 1 0 号の接近に伴う災害対策本部の設置など、和東町の対応方針や住民への呼びかけなどについて報告を兼ね挨拶されました。

次に、令和 6 年度の執行状況の説明があり、前年度からの繰越しを除く一般会計予算では、4 3 億 4, 6 7 0 万円の予算に対し、歳入 2 7. 6 8 %、歳出 1 6. 8 9 %の執行状況となっています。

各課の事業の執行状況の説明がありました。

海洋センター管理事業では現在プールの使用を中止しており、その代替措置として和東小学校プールを一般開放されました。7 月 2 7 日から 8 月 1 8 日までの 1 3 日間で、町内 2 5 0 人、町外 1 1 6 人、計 3 6 6 人の利用がありました。

また、海洋センターの照明設備の改修工事として LED 化を予定されている。

ふるさと応援寄附金事業では、ポータルサイトの増により、昨年同時期に比べ金額では 1. 7 倍になっている。

茶源郷乗合交通生活お届け事業では、6 月から茶源郷和東交通運営協議会による運行が開始され、8 月 1 9 日からは利用の 3 時間前までの当日の予約が可能となった。

また、価格高騰緊急支援給付(補足給付)事業では、定額減税不足額として 6 0 2 件、

2,514万円を8月29日から振込開始されている。

児童手当給付事業では、6月支給分として受給者119人に対し819万円が支給されたが、制度改正があり、10月以降増額が予定されている。

説明の後、各委員からは、海洋センターのプールの代替措置として、和東小学校プールが一般開放された。今までから監視員の確保が課題となっていたが、どれぐらい確保できたのか。

出産・子育て応援事業サイトに町ホームページからリンクを貼ることで住民のサービスの一環になるし、移住者の魅力にもなる。

また、国保診療所の待ち時間の改善を。

保育園の給食に最近の米不足の影響はないか。

団塊の世代が後期高齢に入っている。人間ドックの定員を増やすべきではないか。

このほか、新型コロナワクチン接種の今年度の方針、運転免許自主返納事業など、活発な意見や質問が出されました。

また、午後からは、所管外であります。役場庁舎横で進められている和東町総合保健福祉施設建設工場の現場を確認いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

続きまして、産業常任委員長、岡本正意議員。

○産業常任委員長（岡本正意君）

皆さん、おはようございます。産業常任委員長の岡本正意です。9月4日に開催した産業常任委員会の報告を行います。

委員会は当初8月30日に予定していましたが、台風10号の接近に伴う影響を考慮し、9月4日に延期し、開催をいたしました。

本委員会では、令和6年度事業の進捗状況の審議、5月に路面崩落が発生し、通行止めが続いている府道宇治木屋線、犬打峠への上り口付近と完成に向けて工事が進む

総合保健福祉施設の現地調査を行いました。

冒頭、岡田理事から台風10号接近への行政の対応等について報告があった後、各担当課長から、令和6年度事業の進捗状況について説明があり、それを受けて質疑を行いました。

主な質疑の内容として、協働のまちづくり事業の内容について、空き家の活用状況や移住希望者の負担軽減について、また移住者の年代等の特徴について、移動販売事業終了の経過・要因について、日帰りツアーや農泊体験事業の現状と今後の方向性について、町道撰原下島線の進捗状況について、水道並びに下水道委員会の開催状況について、星野リゾートの誘致、協定事業の状況について、ごみの分別、特にプラスチックごみの取扱いについて、PFOS、PFOAの水質検査結果と今後の対応について、集落内河川の凌深など豪雨対策について、南海トラフ地震注意報発令への対応について、援農者の労働環境などの相談体制整備や情報提供について、米不足や価格高騰の実態把握、安定供給に向けての政府への要望等について質疑がありました。

午後からの現地調査では、まず府道の崩落箇所の復旧工事の現場を訪れ、進捗状況や復旧・通行再開のめどについて府土木事務所より説明を受けました。

説明では、崩落箇所の上部をまず復旧した上で下部の工事を行うとのことで、工事期間としては、上部に約3か月程度、下部に約2か月程度を予定しており、年内の完全復旧、通行再開は困難との見通しがあるときは示されましたけれども、先ほど町長の報告では、年内の通行再開に向けて努力いただくという報告がありましたので、年内の通行再開をぜひ実現していただきたいというふうに思います。

いずれにしても、可能な限り早期に復旧と通行再開を目指して、めどがつき次第、見通しをお伝えしたいとの説明がございました。

続きまして、総合保健福祉施設内部の工事現場を案内いただき、診療所や行政、社協などの予定エリアの工事状況を視察いたしました。

以上、産業常任委員会の報告と致します。

○議長（吉田哲也君）

続いて、広域連合議会の報告を求めます。

初めに、相楽東部広域連合議会、村山一彦議員。

○相楽東部広域連合議会（村山一彦君）

それでは、私のほうからは、相楽東部広域連合議会の報告をさせていただきます。

令和6年7月23日に和東町議会議場において開催された令和6年第2回相楽東部広域連合議会定例会の報告をいたします。

午前9時30分から開会宣言に続き、議席の指定、副議長の選挙、会議録署名議員の指名、会期の決定、閉会中の委員会調査報告を行った後、2名の議員による一般質問が行われました。

初めに、笠置町、向出議員から、学校行事としての万博の対応についてや笠置小学校のプールの修繕、認定こども園の管轄について及び擁壁安全対策工事の対応について、次に、南山城村、久保議員から、ごみ処理方針とクリーンセンター処分に係る意思決定についてそれぞれ質問がありました。

続いて、付議された案件について審議が行われました。

まず、承認第1号 令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第4号専決）については、歳入歳出それぞれ5,591万7,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ7億5,537万6,000円とするもので、府支出金の確定や工事請負費や給食賄材料費など歳出の精査により補正を行ったものであり、審議の結果、全員賛成により承認されました。

続いて、議案第6号 令和6年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ2,543万2,000円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ9億4,161万円とするもので、テールアルメ擁壁安全対策等調査事業に係る費用、笠置小学校及び和東小学校の施設の修繕費用、各小学校の指導用デジタル教科書の購入費用、和東中学校の農業体験学習の用地購入に係る費用やグラウンド排水路

修繕工事費用などについて予算が計上されたものでした。

議員からは、擁壁安全対策工事や和東中学校の用地購入等についての質問が出された後、笠置町の向出議員が反対の立場で討論され、審議の結果、賛成多数で可決されました。

最後に、各委員会の閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、閉会いたしました。

以上、令和6年第2回相楽東部広域連合議会定例会の報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

続きまして、広域連合京都地方税機構議会、井上武津男議員。

○京都地方税機構広域連合議会（井上武津男君）

それでは、私のほうから、京都地方税機構議会報告を行います。

令和6年8月7日午後2時から、京都ガーデンパレス会議室「葵の間」にて、京都地方税機構定例会が開催されました。

初めに議長より、諸般の報告、議席の指定、会議録署名議員を指名、さらに会期を当日1日限りといたしました。

日程第5、副広域連合長の選任では古川博規氏が選任され、全員賛成で可決。

日程第6、第1号議案について広域連合長より説明があり、次に、日程第7、南丹市の下間康広議員、長岡京市の小原明大議員、さらに京都府の光永敦彦議員、3名による一般質問があり、理事者側の丁寧な応答により終了。

日程第8、第1号議案 令和5年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件は、歳入総額24億5,327万3,000円、歳出総額24億5,226万2,000円、歳入歳出差引額101万1,000円となり、宇治市の坂本優子議員の反対討論、久御山町の田井 稔議員の賛成討論の後、採決で賛成多数で可決。

以上、この日の日程全て終了いたしました。

報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

続きまして、京都府後期高齢者医療広域連合議会、高山豊彦議員。

○京都府後期高齢者医療広域連合議会（高山豊彦君）

それでは、私のほうから、京都府後期高齢者医療広域連合議会の報告をさせていただきます。

京都府後期高齢者医療広域連合議会令和6年第2回定例会は、8月9日金曜日午後1時30分から京都ガーデンパレスで開催されました。

初めに、連合長から同意1件、承認2件、議案2件、認定2件の説明がありました。

次に、同意第3号 副広域連合長の選任については、京都府副知事の古川博規氏が全員の同意で選任されました。

次に、4名の議員から、一般質問の後、専決処分の承認について、承認第1号 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例及び承認第2号 令和5年度一般会計補正予算（第3号）については、全員賛成で承認されました。

次に、議案第8号 令和6年度一般会計補正予算（第1号）については、全員賛成で可決しました。

次に、議案第9号 令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算については、賛成者多数で可決しました。

次に、認定第1号 令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成者多数で認定されました。

次に、認定第2号 令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成者多数で認定されました。

次に、請願第3号及び請願第4号 保険料窓口負担の引下げなど、制度の改善に関する請願書並びに請願第5号及び請願第6号 現行の後期高齢者医療被保険者証の存続を国に求める請願については、いずれも賛成者少数で不採択となりました。

以上、令和6年度第2回京都府後期高齢者医療広域連合議会の報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

会議の途中ですが、ただいまから午前10時10分まで休憩いたします。

休憩（午前10時02分～午前10時10分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

答弁は簡潔明瞭に願います。

初めに、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

皆様、改めましておはようございます。公明党の高山豊彦でございます。ただいま議長からお許しをいただきましたので、私のほうから一般質問をさせていただきます。

令和5年度総合計画の前期基本計画及び総合戦略の課題、また、もう1点については医療的支援について、この2点について質問をさせていただきます。

初めに、第5次総合計画の前期基本計画及び総合戦略の課題につきましては現在進行中でございますけれども、令和7年度が最終年度となっております。今年3月の予算特別委員会では、今年度から後期基本計画の検討をスタートするとの答弁がございました。そこで、後期計画を検討するに当たって、前期計画で見えた課題等について質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、茶源郷乗合交通「W a z C a r」の運営状況についてお尋ねします。

6月3日から「茶源郷和東交通運営協議会」で運営されている「W a z C a r」の運営状況については、N P O法人 Y u b u n e が関わる業務の内容について、また2

点目には、今年4月以降の湯船エリアとそれ以外のエリアによる各月別利用者数は、3点目に、6月3日以降の山城ヤサカ交通を除くドライバーの登録者数と町職員による運行日数は。

次に、2点目ですが、農村振興課と地域力推進課についてお尋ねをします。

農村振興課と地域力推進課では共通する事業が多くございますが、それぞれが担当する事業をどのように分担されているのかお尋ねします。

次に、計画内の和東町活性化センターが担っている事業について、基本計画による事業のうち活性化センターが担っている事業の内容についてお尋ねをします。

次に、下水道事業において、人口減少による使用料の減少や施設の老朽化など、事業を継続する上で大きな課題があると考えますが、最大の課題はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

次に、大きな2点目です。医療的支援についてでございます。

国立がん研究センターの2022年まとめによりますと、日本人が一生のうちのがんと診断される確率は、男女ともに2人に1人が診断されるとしています。特に女性におきましては乳がんが1位で、その治療による外見変化に対するケアについて、国や全国の自治体において支援の取組が進められています。

また、中高年に多く、50歳を境に発症率が上昇すると言われていた帯状疱疹については、国は予防にはワクチンが有効としています。ワクチンは高いもので約4万円の自己負担が必要となることから、全国の多くの自治体において支援の取組が進められています。

そこで、2点質問いたします。

1点目には、がん治療に伴う外見変化をケアするがん患者、アピアランスケア支援の考えについて、2点目には、中高年に発症率が高くなる帯状疱疹を予防するためのワクチン接種に対する支援の考えについてお尋ねいたします。

ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、高山議員からいただきました一般質問について、1.第5次総合計画の前期基本計画及び総合戦略の課題を問う、2.医療支援について、全般につきまして私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、高山議員からいただきました一般質問、1.第5次総合計画の前期基本計画及び総合戦略課題を問うについて答弁させていただきます。

第5次総合計画につきましては、「和の郷 知の郷 茶源郷和東」を目指すまちづくりとして、令和3年9月に「第2期和東町まち・ひと・しごと創生総合戦略」とともに策定され、計画も中期に差しかかってきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症という世界的なパンデミックに見舞われ、計画が思うように進んでいないところもあります。また、アフターコロナにおける社会情勢は以前の日常とは異なる部分も多々見受けられ、計画のスピード感だけでなく、軌道修正を余儀なくされる部分も徐々に明らかになってきました。

重ねて、令和6年度内に完成を目指していますC h a n o v a和東町総合保健福祉施設の令和7年度当初稼働や主要地方道宇治木屋線鷲峰山トンネル開通など、和東町にとっては大きな変革期でもあり、人流、産業構造などにも影響を及ぼすことは言うまでもなく、仕掛けるところは仕掛けながら、社会情勢をしっかりと見据えながら、特に今回の計画の中でP D C Aサイクルにより事業の進行管理を行い、ローリング方式により毎年見直しを行いながら、S D G sが掲げる持続可能な開発目標が達成できるよう行政運営に取り組んでまいりたいと考えています。

後、担当課長が答弁します農村振興課と地域力推進課の事務事業はもとより、来年度から始まる急性期医療、回復医療、福祉事業などをどのように融合させ、効率よく事業進捗を見いだすのかなど、医療福祉の連携、また、水道・下水道、橋梁などイン

フラ施設の長寿命化対応など課題が山積なことは言うまでもなく、ある財源を有効に活用し、効率よく住民生活に不安を与えないよう、第5次総合計画に沿った行政運営を進めてまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、2. 医療支援について答弁させていただきます。

和東町では、0歳から満18歳になる年度末まで医療費を全額助成、また福祉医療の障害者医療費助成制度で、所得制限や障害などの階級など、一定の要件を満たせば医療費が無料になり、ひとり親家庭も子供が18歳まではその親も無料となる制度などを行っているところであります。

また、予防の観点から、高齢者の肺炎球菌ワクチンやインフルエンザワクチンなどの助成、中学生までのインフルエンザワクチン助成、子宮頸がんワクチン等、国や京都府制度などを活用しながら医療支援を行っております。

ご質問のがん治療に関するものや帯状疱疹についても情報収集や協議検討をさせているところです。特にワクチン接種については、その効果や副作用など情報を集め、慎重に検討していくものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、高山議員への一般質問の答弁とさせていただきます、医療支援について、1、2の質問の具体的なことにつきましては担当課長のほうから答弁をさせます。

なお、高山議員からいただきました質問の具体的な答弁1につきましても同様、担当課長のほうから答弁させますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上、高山議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

私のほうからは、高山議員からいただきました一般質問、（1）茶源郷乗合交通「W a z C a r」の運営状況について、①番から③番について答弁をさせていただきます。

ます。

まず、①NPO法人Y u b u n eが関わる業務内容については答弁をさせていただきます。

奈良交通バス和東木津線の再編に伴う代替交通の確保、また空白地の解消には、地域が主体となって運行することによる持続可能な地域内交通体系の構築を目指して運行しているところでございます。以上のようなことから、茶源郷和東交通運営協議会の構成団体として、W a z C a rの運行業務全般をお願いしているところでございますが、和東町といたしましても、会計年度職員1名、また、交代で総務課職員を常駐させているところでございます。

立ち上げ当初につきましては、当日予約不可などご不便をおかけいたしました、スタッフも慣れてきたこともあり、以前のW a z C a rのご利用の皆様にご寄り添った形のサービスを提供できるよう、スタッフの皆さんご尽力されており、高水準な運行ができるよう取り組んでいるところでございます。

次に、②番、今年4月以降の湯船エリアとそれ以外のエリアによる各月別利用者数でございますが、4月、5月の運行につきましては、山城ヤサカ交通に業務を委託しておりました。4月につきましては、湯船地区185人、湯船以外35人、合計220人のご利用で、5月は湯船エリア200人、それ以外のエリア21人、合計221人のご利用でございます。6月からは協議会が運行しております。6月でございますが、湯船エリア107人、それ以外のエリア16人、合計123人、7月におきましては、湯船エリア131人、それ以外のエリア12人、合計143人、8月は湯船エリア147人、それ以外のエリア21人、合計168人で、総計につきましては875人のご利用となっております。

全体の割合でございますが、湯船エリアでは約88%、湯船以外のエリアでは12%、そのうち町外のご利用は5.37%ということとなっております。

続いて、③番、6月3日以降の山城ヤサカ交通を除くドライバーの登録利用者数と

町職員による運行日数についてはお答えいたします。

ヤサカ交通を除くドライバーの利用登録者数でございますが、NPO法人Y u b u n e 11名、うち社会福祉協議会委員により3名のドライバーの方のご協力をいただいております。総務課職員につきましては5名ということで、計16名のドライバー登録がございます。

町職員の運行日数につきましては、6月3日から8月31日までの79日間、運行実績がございます。

以上、高山議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

皆さんおはようございます。

それでは、私のほうから、高山議員の大きな1、（2）農村振興課と地域力推進課には共通する事業が多くあるが、どのように分担されているかについてお答えさせていただきます。

高山議員のおっしゃるとおり、地域力推進課が所管しております観光や茶文化の発信などの事業につきましては、農村振興課の茶業振興事業と深く関係しております。また、地域力推進課で実施しております移住・定住事業につきましても、移住される方が農地を取得される場合は農村振興課でも相談を受けるなど、両課の事業については関係性の多い事業が多くございます。その中で分担を決めまして、事業を実施しておりますが、関連のある事業が多いことから、しっかり連携を取り、情報を共有しながら事業を実施しております。

続きまして、大きな1、（3）基本計画のうち、和東町活性化センターが担っている業務内容についてはお答えさせていただきます。

和東町活性化センターの主要業務としましては、観光交流事業、移住・定住促進事業、和東荘の管理運營業務、販売促進事業などがございます。

基本計画では、施策の展開方向4の基本施策3.波及効果を高める観光交流産業の展開や基本施策4.新たな産業の創出、また施策の展開方向5の基本施策1.移住・定住促進について、和東町活性化センターが担っている事業が多く、農泊体験や日帰り観光事業、和東荘の運営などで交流観光促進を実施し、ペットボトルやポテ茶など、販売促進の事業なども該当しております。

以上、高山議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（富田幸彦君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、高山議員の一般質問1の（2）農村振興課と地域力推進課には共通する事業が多くあるが、どのように分担されているかについてお答えを申し上げます。

先ほどの農村振興課長からの答弁にもございましたとおり、農村振興課と地域力推進課の業務は相互に密接に関係をしております。その中でも農村振興課は、茶業をはじめとする農業、あるいは商業の振興発展を、地域力推進課は、お茶やなりわい景観、文化などの地域資源を生かした地域活性化を目的として施策を推進しているところでありまして、それぞれの目的を意識しつつ、内容につきましては、密に連携して事業を実施しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

おはようございます。

私のほうからは、高山議員からいただきました一般質問1. 第5次総合計画の前期基本計画及び総合戦略の課題を問う、（4）下水道事業における最大の課題はについて答弁させていただきます。

下水道事業につきましては高山議員もご承知のとおり、収入全体の50%以上が一般会計からの繰入金となっており、繰入金に依存した経営状況となっているところです。また、下水道整備当初に借り入れた起債の元利償還金が大きく、使用料収入では必要な経費を回収できないことから、国が定める繰出基準額を超えた、いわゆる基準外繰入金による収入がなければ経営を維持できない状況にあり、厳しい経営を強いられているところです。

このような経営状況の中、下水道整備から20年以上が経過し、中央浄化センターの施設設備の更新が必要な時期を迎えているところであり、人口減少など本町の現状を見据え、これまでどおり経営を継続していくことは大変難しいと考えているところでございます。

以上、高山議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、高山議員の一般質問に答弁させていただきます。

大きい2番の医療的支援についての（1）がん治療に伴う外見変化をケアするがん患者アピアランスケア支援の考えはについてですが、がん治療については肉体的にも精神的にも大きな苦痛を伴い、治療を続けながら社会生活を送る上で外見の変化に悩まれ、苦痛に感じておられることと思います。

京都府では令和6年度、今年度からですが、これらの補助事業が開始されました。

京都府下の市町村でも始められたところがあると聞き及んでおります。和東町では福祉課内で協議を行っているところではございますが、補装具等の支援だけではなく、メンタルケアについても必要になってくることから、どのような支援が必要なのかについて、町長をはじめ医療関係者、また、そのご家族や当事者の方にも意見を聞きながら、さらなる詳細な検討や協議を行ってまいります。

次に、（２）中高年に発症率が高くなる带状疱疹を予防するためのワクチン接種に対する支援の考えはについてですが、国の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会で審議中で、有効な治療薬があるということで、成人に対しての助成については議論中ということです。しかしながら、先ほど高山議員のご質問の中にもありましたが、50歳から急激に罹患率が上がってくるということで、また、70歳前後で疾病負荷が増加するということですので、京都府内でも2市が今年度から助成事業を始められました。国の有識者での議論や国・京都府の動向などを注視しながら、さらなる議論を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

以上、私から高山議員への一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

それぞれご答弁ありがとうございました。

では、再質問に移らせていただきますが、ちょっと順番を変えさせていただいて、まず医療的支援のほうから再質問させていただきます。

今も町長、また福祉課長のほうからご答弁いただきましたが、がん治療に伴う支援、アピアランスケア支援については府としても進められているわけですけれども、その中で、例えば、木津川市であるとか八幡市であるとか亀岡市であるとか宇治市であるとか、そういった近隣の市の中でも取り組まれておるところでございます。これにつきましては、ご答弁にもありましたが、やはりメンタル的なケアというのも非常に重

要だということで、国のほうでもそういった様々なケアを検討されているというところでございます。なので、ご本人からしますと、特にがん治療、高額な治療費が要るわけですから、それに併せて、やはりそういった外観的な変化の装具なりに費用がかさむというようなことで、非常に経済的な負担も大きくなるということでございますので、ぜひここは国、また他の自治体の動向も見ていただきながら前向きに検討をお願いしたいというふうに思いますが、この辺り、町長いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

実務的な内容につきましては、私のほうも状況が十分把握できてない部分につきましてはおわび申し上げます。ただ、想像しますと、抗がん剤治療等で外形が変わってしまう方もおられたりとかいうことも聞き及びますし、また、女性特有の部分に関しましてもそういうことがあるというのは聞いてもおります。それにつきましては、先ほど福祉課長が答弁しましたように、できるだけメンタルも含めた中での対応というのを今後は検討していくべきだと考えておりますので、これも周辺の自治体との調整も取りながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

今も私も申しましたが、メンタルについても含めまして、周辺の自治体の支援状況を見ていますと、やはり一番大きいところで半額支援とか、亀岡とか、そういうのはそうなんです、あとはその段階的にいろんな症状、また段階的に金額を定めておられるというところもございますので、そういったことも含めまして、また参考に検討いただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、帯状疱疹の予防接種についてです。

最近テレビのほうでも放映されているというか、案内をされているワクチン接種をしたほうがいいよというような案内をされているところがございます。これにつきましてやはり、50歳を超えると症状が非常に重くなるということで、痛みもかなり大きなこの苦痛になってくるというようなこともございます。そういったことから、国のほうでは、今、定期接種を検討されているということですから、こういったことは今後また国のほうで詳細については議論されて決まってくるかなというふうに思いますので、これにつきましても国のほうの動向を見ながら、遅れることなく対応をお願いしたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

こちらにつきましても、私もそういう年齢になっておりますが、どういうものが出てくるのか私にも見えてないんですけども、取りあえずは、先ほども答弁しましたように、ワクチンといいますのは、基本的に効果があるものとそれから副作用が出るものというのがあります。最近の話でいいますと、コロナワクチンにつきましても副作用が出ている方もおられるということを知ります。そういうことも含めて総合的に安全なものを住民に提供できるように一生懸命調査をしながら対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

そこはぜひよろしく願いいたします。

それでは、次に、第5次総合計画の前期基本計画及び総合戦略の課題について再質問させていただきます。

W a z C a r についてでございます。

先ほど総務厚生常任委員会の中でもございましたが、8月19日からですね、まずは7月から湯船地域におきましては、当日の3時間前の予約受付が可能になったと。その後8月19日から湯船地域以外の地域も当日3時間前が可能になったと。いずれも平日のみですけれどもね、そういったことがございました。これは非常に利用者にとっても利用しやすくなったのかなというふうに思いますが、ただ、先ほども月別なり報告を聞いていますと、事前にいただいた資料と若干違うんですが、要するに、これまでの実証実験は、当日30分前までに予約が可能だったんですね。ということで、5月までの利用者数と6月以降の利用者数、やはりこれは減っている状況にあるのかなというふうに思うんですね。この辺りはどのように捉えておられるのか、ご答弁お願いしたいんですが、総務課長。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、運営協議会が運行してからはですね、ある程度減少しているということがデータから読み取れるわけでございますが、やはり指摘がございましたとおり、予約の仕方に多分問題があるのではないかというふうに感じているところがございます。ですので、協議会のほうで検討させていただきまして、8月19日からは、湯船のエリア外におきましても、当時予約、3時間前ではございますが、させていただいているというところがございます。

また、先ほど答弁のほうでも申し上げましたが、スタッフの方も慣れてきており、以前のような高水準な運行を目指してご努力されているというところですので、予約時間の短縮につきましては今後検討させていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

この間ですね、これまで利用された方、また利用者の方も、いろいろご意見もお伺いをしました。その中で、これまでにない臨機応変な対応をしていただいて、非常にその辺りは利用しやすくなったというような声も聞いております。それは非常によかったのかなというふうに思いますが、やはり一番ネックなのは、特に湯船地域以外の部分でいいますと、土日が運行できていない。9時－5時の運行になっているということで、これまで7時ぐらいのバスで帰ってきたときに利用できたけど、今、利用できないということで、今はもうほとんど利用できてないんですというお話もございました。それと、あとは予約の方法の関係だと思います。

やはり用事で行かされた際にですね、どうしても急に変更があったりするわけですから、やはり3時間前というのはなかなか厳しい状況にあるということで、そういったことから利用者が離れていってることにつながっていったのかなというふうに思うわけです。

今回、利用というか、そういった条件もそうなんですけど、そもそもですね、この協議会体制にしてこういった運行をしていこうという最初の協議ですね、こういった形でそういう結論に達したのか。議会からも、3名が路線バス等対策協議会のほうに委員として出させていただいていますが、その中では、そういった具体的な議論はないですよね。要するに、行政側が計画をつくった。それに対して承認するかどうかというような、そういう素案の報告を受けて、それに対して多少の意見は言えますけど、それについて具体的な議論がそこではなされない。

また、もう一つの地域公共交通会議、私、委員で出させていただいていますが、その中にも同じような状況ですよね。具体的な議論はその中でできない、そういう会議体であるというふうに思います。ですから、多分その素案については、元の案につい

ては行政の中で議論されているんだらうなというふうに思うわけですが、こういった形で議論をされてきたのか。要するに、なぜ頻繁に変更しないといけないような状況になっているのかなんですよ。事前に、なぜそういった細かい議論ができていないのかということが知りたいんですけども、その辺りはいかがですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

やはりまず初めにですね、私たちも自家用有償運送というのは初めての体験でございます。その中でどういうふうにしていけばご利用の皆様のご満足度が得られるのかということで協議はしてきたわけではございますが、やはりまだ何分にもどれが正解であるか、また、どれが間違っているかというのを模索しながら有償運行をさせていただいているところでございます。ある程度の議論というのはさせていただいてないというのは、そこは不十分ということは否めないということがございますけども、これからまた議論を重ねまして、よりよい運行ができますように検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

最初のご取組ですから、なかなか難しいところはあるかと思えます。そしたら、議論に関わったメンバーといいますか、どの課が携わられたのか。例えば、福祉的な要素もあるので福祉課、それと交通体制で総務課、あとは観光も関連してくるでしょうから、地域力であるとか、あとは社会福祉協議会であるとか、そういったところも含めた中で一緒に議論をされてきたのか、それとも個々にこのことについて調整をするというような、個々に調整型でこの議論をされてきたのか、その辺りはいかがですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

やはりまず初めには、庁内のほうで町長をはじめ関係課長が参集いたしまして協議をさせていただいているところです。運行する中で社会福祉協議会の協力、また先ほども答弁させていただきましたけども、主に湯船の交通バス再編による代替交通の確保ということでございますので、湯船区長様のほうにお話はさせていただいているところでございます。

また、内部協議といたしましても、地域公共交通会議でも、ある程度のお話はさせていただいて、空白地有償運送をしていこうという承認もいただいているところでございますので、そこら辺のところはご理解いただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

あと、体制ですね。先ほどもお伺いしましたが、職員の方がほぼ毎日、ドライバーとして運行されているということですね。このW a z C a rを運行するために職員は採用されていないわけですよ。なので、その間ドライバーとして運行している時間帯は庁舎内での事務仕事から離れてしまうということになるわけです。そうすることによって、そういった事務作業の遅れにつながっていったるんじゃないかなというふうに思うわけです。ですから、それも含めてね、やっぱりそういった体制も含めて、なぜそういう体制になっているのかなというふうに思うわけですよ。

最初ですからどういう状況になるか分からないというのはありますけど、先ほどもご答弁いただきましたように、湯船地域につきましては、昨年4月から運行できてい

ない、されないことになったわけですから、当然、湯船地域の公共交通としてW a z C a r、茶源郷乗合交通の代替の手段として運行していかないといけないわけで、これは切るわけにいかないわけですよ。そうしたら、そこはもっと具体的にその体制をどうするのかという議論がされなければならないのかなというふうに思うんですね。ですから、そうすることによって頻繁にこんな条件が変わってくるようなことにならないんじゃないかなというふうに思いまして、今回こういう質問をさせていただきました。また、これから利用者の方が利用しやすい公共交通になるように、しっかりとその辺りは、N P O 法人Y u b u n e の協力もいただきながら検討いただきたいというふうに思います。

もう一つは、6月議会でも質問させていただきましたが、山城ヤサカ交通につきましては、令和6年度は一応契約はしていただいたということでございました。令和7年度からは、その協議会の方で改めてどういう体制にするのか検討しないといけないということでございます。ですから、そういった議論、次の令和7年度以降の検討というのも既にされているんですか、どうですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます

構成団体である山城ヤサカ交通様につきましては、協議会の中でも運転のほうをサポートしていただいているというところでもございまして、タクシー会社でございますので、やはりそれなりの負担というのは強いられているというところでもございます。今まだ具体的な協議というのは進めさせてはいただいではございませんけれども、来年、令和7年度に向けましてはトンネルも開通ということでございます。やはりもっと運行のほうを充実させていかなければならないということでございますので、委託料のネックであるヤサカ交通株式会社様とは協議しながらちょっと負担軽減のほうを

させていただいて、地域の中で運行させていただけたらなというふうに考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

地域の中ということですから、例えば、今、湯船のほうで地域の住民の方に協力いただいで運行していただいている、そういったことの拡大というか、そういうことなのかなというふうに思うんですが、もうそろそろ来年度の予算策定にも入ってくる時期でもございますし、そういった来年度の体制はどうするのかというのは当然議論されていなければならない時期だと思うんですね。

特にドライバーの確保というのは非常に難しい。湯船のほうでも苦勞されておられますし、社会福祉協議会のほうからも3名の協力をいただいている。そして、確保できている。また、町職員の方も入っていただいでやっとな確保できている状況なんですね。これが町内全体の運行を担うとなりますと、この人数ではなかなか賄えないと思うんです。そうしますと、もっと広く公募しながらですね、特に女性の方のご協力というのも大切になってくると思いますので、やっぱりそういった働きかけをまずどう進めていくのか、こういったことは議論として早くやっていかないと、遅れ遅れになってしまうと、特に担当課としたら、期限が迫ってきてパタパタパタッと決めてしまう。結果的に、後々になってから変更しなければならないというふうなことになっていっっているのではないかなというふうに思いますから、やはりそこは住民サービスとしてしっかりと早め早めに手を打っていただきたいというふうに思いますので、そこは町長いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

まずもってご理解とご協力をお願いしたい点からになりますけども、基本的に湯船の交通がなくなるということで、代替交通としてW a z C a rを走らすという計画があります。これにつきましては当初ヤサカ交通さんのほうにお願いをして、全面的にこの事業をスタートさせたというところに経過がございます。これはやはり奈良交通も同じで営利団体でございますので、経費の削減になるのかということにつきましてはなかなか難しい。

なおかつ、私もヤサカ交通さんとお話をさせていただきましたけれども、地理的要件がもう一つ分からない中で、ヤサカ交通が十分な営業ができるのかということになりますと、ヤサカ交通自身が和東町の営業所を設けて和東町の中で動かすということにならないとなかなか難しいということの前提がございます。こういうことも向こうの営業の担当、ドライバーの管理担当の方からご指摘を受けているところです。

そうなりますと、何のために湯船のバスを廃止したのかという話になりますので、できる限り奈良交通が湯船までを走っている間の委託料の中で何とかそれを運営できないかというところで湯船区ともお話しさせていただいた結果、湯船区のほうで団体を立ち上げていただいた上で今回の支援をしていただくということになったことについてはご理解をいただきたいというふうに思います。その関係で、湯船区については今、一定のサービスが確保されていると。ただ、これが大前提で満足できるものかといいますと、なかなかリアルタイムに動いてないという部分もございますので、ここについては改善点は多々あるというふうに私も報告を受けてます。

ただ、いろんな意味、係る経費、それから人の問題、それと先ほど総務課長が答弁しましたように、初めて行政がやる事務であるということの中から、私のほうからは、できるところからやってくれという指示を出しています。なので、その部分については今、住民の皆様にご迷惑かけている点につきましては、ご理解を願いたい部分が若干ございます。これも1日前から3時間前に、それから土日の運休というのが今まだ

残っております。この辺についても日に日に新たな方向に進化させていきたいというふうに考えておりますので、この点についてもご理解をお願いしたいと思います。

ただ、実際、和東町の地理からいいますと、路線バスが走っているところから各ご自宅までの距離というのは山谷がございまして、なかなか困難な部分が多いと思います。これについて今後どのように対処していくのか。高齢化していく中で免許返納等の事業も併せてやる中では、それに対する代替は何らかの形でされていかなきゃならないということは今後の課題になると思います。こういう点も含めまして、これから先に向けてじっくりと協議をしながら、ここのところは誠に申し訳ないですけど、行政としてできるところから、できる形で順次改善をしていきたいと考えておりますので、この点についてご理解とご協力のほう、またそれと、今回のもう一つの目的は、できる限り地元の方にドライバーになっていただくことで、雇用の創出という点からでも、和東町にとって一つメリットがあると考えています。今言われるように、男性だけでなく女性も含めたドライバーの確保についても、募集とか、それからまたいろんな団体からのお声かけとかをしながら前向きに考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

事業者にお願ひしますと、やはりその間の一定の費用というのは要求もされるわけですから、運営費としては非常に高額になってくることになるというふうに思います。なので、特に回送距離も長いということもあって、そういったことになるだろうなということで、今進めておられる湯船の形というのは、本町にとってはそれのほうがベターかなという感じは思っています。

そうするならば、より早くドライバーの確保が必要になってくると思っておりますので、

今こういった質問をさせていただきました。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次に、すいません、ちょっと順番を変えさせてもらって、下水道事業について質問させていただきます。

ご答弁にもございましたが、昨年度の決算を見ていまして、一般会計から1億2,100万円の繰入金ということで、基準外繰入につきましては1,800万円ということで決算の委員報告の中にもございました。ということで、先ほどからもこの答弁がありましたように、やはり繰入金で何とか黒字を維持できているというか、事業として回している状況なんですね。これについてこれまでも何回もこの質問をさせていただいて、どうするのかということで質問をさせていただきました。そうしたときに、このストックマネジメントに基づいて、大きな課題があるので検討していくということでございました。

令和5年2月22日に下水道委員会が開催されて、それ以降、今年度については、先日委員会のほうで確認させていただきましたところ、できていないということでございます。これもやはり議論が遅いのではないかな。大きな課題がある中で、もっとしっかりと細かく議論をしていかないといけないのではないかなというふうに思うんですね。ですから、遅らせば遅らせるだけやっぱり費用的なものはかさんでくる分があるかと思うんですね。やはりこれから人口が減って行ってですね、使用料が減収になっていくことが予想もされているわけですから、その中でこの事業をどう運営していくのかということもございますので、そこについては早急に議論すべきだと思いますが、町長いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の質問ですけども、そのとおりだと思います。取りあえず現状を把握して、職員

も含めて住民の皆様はどういう状況であるのかということをしかりとご理解願う、認識いただくということをまず努めたいというふうに思っております。

私のほうでも、下水道と離れるんですけども、浄化槽のほうの補助金を去年創設させていただいたんですけど、なかなか利用者が少ないという点がございまして。いろんな意味で、下水道と浄化槽の在り方も今後検討していく中に入ってくると思っておりますので、その辺も含めて、特にストックマネジメントといいますのは、どこにどういう形に当て込むかということ計画する事務でございまして。これをもう少し円滑に回るように原課のほうに指示をしながら前へ進めたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

ゆっくりしゃべりすぎて時間があまりなくなってきました。

次にですね、農村振興課と地域力推進課の関係でございまして。

今現在、交流ステーションということで、和東の郷、グリーンティ和東の入ったところにありますけど、当初、後ろの駐車場を活用するに当たって、大型車両の進入路の確保ということでガラスハウスを撤去したということなんですね。いつの間にかあそこにああいうものができてしまったということなんですが、その辺りどのような計画をされたのかなというような住民の声としてね、なぜあんなところにあるのかというのがあるんですよ。普通なら大型車の進入路、出入りの通路ということですから、その分は真ん中を開けておくというのが住民目線でそういう声があるわけですよ。その真ん中にどんとああいうものをつくるってどういうことなのかと。

また、あわせてですね、あそこに障害者の方などが利用される思いやり駐車スペースというのもつくられていない。公的な施設の中で、そういった方々の駐車スペースがつかられていない、これも計画としてどうなのかなというのもございまして。ですか

ら、まずは和東の郷なり、また和東茶カフェの前に思いやり駐車スペースはつくれるのかどうか、農村振興課長、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

高山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

以前からグリーンティ周辺につきましては、入り口周辺の駐停車の問題が数多く見られております。今年度中にグリーンティ和東の入り口から駐車場にかけまして、外側線を引く予定をしておりますので、その際に合わせまして思いやり駐車場を整備する方向で、現在、建設事業課のほうと協議しております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

ありがとうございます。ぜひ、それは早く実現していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします

高齢者の方が和東の郷で農産物を購入されて裏の駐車場まで持っていかないといけない、大変なんだということ声もございますので、よろしく願いいたします。

次にですね、先ほどいろいろ農村振興課と地域力推進課の中で連携をして事業を進めていますということでございました。この連携という部分で、先ほども言いましたが、事前に両課が寄って協議をして進められている連携なのか、その都度その都度、事業に対して軽く調整をする程度ですね、具体的な議論じゃなくて、これについてはあんたどこやってみたいな感じの程度のことなのか、どういった連携の在り方なのか。あんまり時間がないので、すみません。簡単に答弁をお願いします。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（富田幸彦君）

はい、お答えさせていただきます。

事業の中身によります。例えば、補助制度でしたら事前に寄って、これとこれの違いというのを明確にするとかいうところはすり合わせをしっかりと事前にするということですし、例えば、行事とかイベントとかで、こういったことができないかというご相談があったときには、その都度調整をして、どちらがというよりは、どういうふうな形で協力していくかということを経済した中で、最終的な形として、担当がどちらから出るかという形にはなろうかと思えますけれども、一緒になって取り組んでいるというような形です。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

また、特にブランディング協議会ですか、あれなんかも両課だけじゃなくて、それに関わっておられる方々もおられると思うんですね。そういった方も交えて、その中では議論されているのかどうか、そこはいかがですか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

ブランド協議会につきましても、今おっしゃるとおり、関係各所を含めまして検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

今回こういった質問させていただくのは、6月議会で総合保健福祉施設の追加工事の補正予算というのがございました。内容を見てみますと、やはりこれは先ほど申しましたように、事前に具体的な議論が、例えば関係する課、診療所の先生であるとか、看護師さんであるとか、また福祉課、教育、いろんな関わる部署が寄って十分議論されれば、計画段階で事前に分かっている内容だと思うんですよね。こういったことが今後、後期計画を立てる上でそういった体制づくりが必要ではないかなというふうに考えています。

これから課長の方々も定年を迎えられる、若い方に代わってこられるわけです。経験の浅い課長は独自の課だけで十分な検討ができるかということ、なかなかそこも厳しいものだと思うんです。そういう意味では、関係する課、外郭団体も含めまして、また住民の団体も含めて一つの事業に対して十分議論をしていく。いろんな方を交えることによって、その担当課だけでは見えない部分というのが見えてくるんです。これは私事で申し訳ないんですが、以前の私の職場がそうだったんですが、縦割りからそういうチーム制になって、いろんな関係する課、部が寄って、そこで一つの事業を進めていくという議論をしてきました。そうするとやっぱり自分とここでは見えない部分っていうのがほかの部署から見えるんです。これも必要、これも必要じゃないかっていうような議論につながっていくんです。そのことが住民サービスにつながっていくんです。ですから、これから後期計画を立てる上で、しっかりと事前に議論ができる、また、そういった体制づくりができる今後の取組をぜひやっていただきたいと思いますが、最後に町長いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今、高山議員がおっしゃるとおりでございます。基本的には横の連携、そこに壁があるというのはおかしいというのは私も思っています。その上で、事務については横連携をしっかりとってほしいということは常々私も伝えておるところでございます。

第5次総合計画、令和3年に行ったわけでございますけども、このときに総合施設整備課という課を新しく起工しております。後期に向けて、今の問題点、先ほど私が答弁をしましたように、アフターコロナの中でいろいろ見えてきた点が出てきます。この点も含めまして、来年度4月から動く部分に関しましても、特に福祉医療に関しては一本化ができるかなというふうに考えています。

それと併せて、大きな課題としては公共施設の老朽化、これは先ほどの下水もありますけども、その他公共施設もございますので、耐震は終わりましたけども、まだまだ遊休している施設とか、それからこれからもう少し活用できる施設とかもあると思いますので、それも含めて、その点については検討していきたいと。

これにつきましては、理事を中心にプロジェクトチームを立ち上げていただいておりますので、この中で検討していただきながら前に進めたいと思いますので、その点またご理解とご支援をお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

先ほど農村振興課、地域力推進課ですね、質問させていただきましたが、私からしますと、なぜ分かれているのかなと。関連する事業が多い中で、なぜ課が二つに分かれているのかな。課を一つにして、それぞれ係にすることによって課長が総括的に判断できるのではないかなというふうにも思ったりするんですね。ですから、計画を立てる上で、そういった機構についても、やはりより事業がスムーズに進むような機構も含めて検討いただいて、また住民サービスにつながるようにご努力いただくことを

期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田哲也君）

高山豊彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから11時15分まで休憩いたします。

休憩（午前11時10分～午前11時15分）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

続きまして、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

山本達也です。通告書に基づきまして一般の質問をさせていただきます。

その前に少しご報告といたしますか、能登の今の状況について少しお話しさせていただきたいと思います。

私、震災直後から能登にボランティアで、主に炊き出しですけれども、4回、今までに入っております、直近の8月の最後のほうに輪島市に入りまして、輪島の中の町野町という過疎の町ですね、人口が大体2,200人ぐらいの町へボランティアで炊き出しをしに入ってきました。その町、幹線道路とかですね、そういったものがあるんですが、震災の直後、3本ある道路のうちの2本がトンネルで区切られてまして、そのトンネルが崩落をして通れなくなったと。一つは入り口が土砂で埋まってしまった。一つはトンネル内が崩落プラス土砂で埋まったということで、この8月に行ったときも、まだ一つのトンネルは全く通行できない状況でした。

もう一つほかの道も土砂崩れですとか、道自体が通れない状態になっていて、震災直後は完全に孤立した町になっていました。

お話を聞くと、多数の家が崩れていまして、食料の確保ができない状況の中で、最悪、食料がないときは、1日、大人が3人でおにぎり一つを分け合うという状況が続いたということをお聞かせされています。

家自体も大体50年、60年の木造建築が多くて、ほとんどの家が倒壊をしまして、今現在も倒壊したままの状態は何一つ片づいてない、そういう状態でした。

町の中に小学校、中学校がありまして、それが横に並べて隣同士で建っているという中で、それぞれに体育館があります。震災当時はその体育館に合わせて500名の方が避難をしていたというところですね。ただ、体育館自体はかなり新しいもので冷暖房の設備があったと。真冬は暖房が効いていて、それほど寒くなかったと。私が今回ボランティアで泊まったところは、輪島市のふるさと体験館のような施設で、そこに小さな体育館がございまして、その場所に震災当時は136名の方が避難をしていて、中にプライベートのための区切りでテントを張って、大体4人ギリギリ寝るテントを3人の方が使っていたと。冷暖房がそこはございませんでして、寒さをしのぐのが大変だったと。家から毛布を持ってこようにも家が潰れていて持ってこれないですとか、そういう物資不足が完全に起こってまして、非常に寒い中で過ごしたということをおっしゃっていました。

その体育館は私も実際に泊まりまして、ボランティアの宿泊所に開放されてしまったので、そこに泊まったんですけども、テントの中でダンボールのベッドで寝ました。非常に寝づらい。8月の真夏の中で冷暖房がないということで、窓を開けますと蚊が入ってきて、そのテントを蚊帳の代わりに何とか使って寝ると。もちろん30度超えが夜中の2時、3時でも続いてまして、寝れる気温になったのが大体そろそろ夜が明けるかなという頃によろしく寝れるような状態になるというのがありました。もし本当にそこでまだ避難を続けていらっしゃる方がいるとしたら、非常に大変な状況だと思います。孤立をしたというところと高齢化率が高い、古い家が多いというのが何となく和束の状況に非常に似ていたということで少しお話をさせていただきました。

今回、私の質問に関して、特に防災を重点的に書いております。まず、1番に、和束町の防災対策を聞きたいと思います。

和東町の対口支援自治体はあるか。

この対口支援というのは、カウンターパート方式と言われているものでして、自治体と自治体が手を取り合って、一対一で災害のときに協力し合うというものです。

2番、食料及び水の備蓄量、これが何人分が何日分あるか。

3番、各地区の避難場所と避難経路、これはそこに住んでいる方々、区との方々を含めて徹底されているのか、実際起こったときにちゃんと逃げられるのかということ。

4番、全ての避難所の生活環境ですね、まさに今回経験したような、非常に厳しい環境の中で避難生活を送るということになる可能性がありますので、そういった環境整備はできているのか、万全なのかということ。

5番目に、災害時に全町民の病状、それを把握できる手段やツールがあるかと。要するに、救急隊が入ってきたときに倒れている人がいても、例えば、その方がどういうアレルギーを持ってるとか、既往症を持ってるとかいうことが分かりませんので、それが分かるだけでも次の命を救うための行動がかなうと。どういったところの医者へ連れていけばいいのかが分かるということがありますので、そういったような病状が判断できるようなツールがあるかと。

防災はそれだけでして、大きな2番目として、和東町の水道水の安全性について、検査の実施の間隔と最新の今の検査結果はどうなのかと。これは先般から言われていますP F A Sの問題がございますので、そのことについてお伺いしたいと思います。

3番目、前回の定例会のときにもお伺いしたホームページの改修の件なんですけれども、そのとき検討委員会をつくって改修作業を始めるということをおっしゃっていました。現時点での改修状況と、いつ第1回目が完成するのかというその期日をお伺いしたいと思います。

第4番目に、空き家を空き家バンクに提供いただくための新たな仕組みや施策。

私、移住を希望する方と話し合う会を持ってまして、最近、移住をしたいという方がかなり増えてます。空き家さえあったらすぐにでも引っ越したいのに、住める空き

家がないということは何組か話を聞いておりました、実際に空き家がないことで移住をしたい方が移住してこれないという状況になっているというふうに考えております。そういった中で、もっと多く空き家はありますので、それを空き家バンクに登録していただくための新たな仕組み、施策をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、山本議員からいただきました一般質問について、特に私のほうは、和東町の防災対策の全般についてを答弁させていただきます。

山本議員からいただきました一般質問1番の和東町の防災対策についてでございます。

和東町の防災対策については、災害対策基本法第42条の規定に基づき、和東町防災会議が定める風水害対策に係る総合的かつ基本的な計画を策定し、町民の生命・財産等を風水害、その他の大規模災害及び事故から保護し、被害の軽減を図ることを目的にしております。

和東町の地域に係る防災に関し、町及び町の区域を所管する指定地方行政機関、府、指定公共機関、その他防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱を和東町の概況と風水害の危険性などを見ております。

そして、気象等の予報、防災施設の新設改良及び保安並びに防災知識の普及、訓練、調査等、その他災害予防計画、そして災害対策本部等運用、通信情報及び消防、水防の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画、そして避難住民の生活確保対策、公共土木施設、農林水産施設及び住宅、中小企業等の災害復旧の計画などを、その他の事項を含めて策定し、それを地域防災計画としてまとめております。

冒頭、私の挨拶にも申しましたとおり、防災対策は、的確かつ正確な情報と未然に

防ぐ、まずはためらいのない避難行動による身の安全確保が重要であると考えています。これは生命を守ることが第一であって、そこに対応していただきたいということで、今回、台風第10号におきましては、先ほど言いましたけども、防災行政無線とかを活用した未然の周知放送など新たな取組も入れながら、住民の意識の改善をしていきたいというように思っております。これは一つの訓練も含めた形を取ったというふうに考えています。

町としましては、住民の生命と財産を守れるよう取り組んでまいりますので、住民の方におかれましても、防災計画、ハザードマップ等々を配布しておりますので、その辺りをしっかりとご確認いただきながら、防災対策について自らが自分を守るということをまず前提に考えていただきながら、その上で行政がなせる支援、地域住民等が支え合える共助等をいただきたいというふうに思っております。

なお、山本議員からいただきました他の質問、事業等、具体的な内容につきましては担当課長のほうから答弁をさせますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

私のほうからは、大きい1番、和東町の防災対策についての（1）和東町の対口支援自治体はあるかについて答弁いたします。

現在、和東町の対口支援自治体はございません。支援につきましては、原則、京都府と各市町村が一体的な支援を行うということとなっており、京都府の派遣要請により支援を行うこととなっております。

次に、（2）食料及び水の備蓄量は何人分が何日分あるのかについてお答えさせていただきます。

本町の備蓄量でございますが、飲料水500ミリリットル5,680本、缶入りパン、これは2食分入りでございますが、1,800缶、アルファ米4,680食を防災

備蓄倉庫、各公民館に備蓄しているところでございます。町民全体の1日から2日程度の食料を確保しているという状況でございます。

続いて、（3）各地区の避難所と避難経路は町民に徹底されているのかについてお答えいたします。

避難所については各家庭に防災マップを配布しており、本町のホームページや広報紙により周知をさせていただいているところでございます。また、避難所の開設に当たりましては防災行政無線、緊急エリアメールにて周知をしているところでございます。災害発生時は住民自らの判断で避難行動を取ることが原則ではございますが、今回の台風10号におきましては、町長メッセージにより避難の呼びかけを周知徹底しているところでございます。

次に、（4）全ての避難所の生活環境は万全かでございますが、本町におきましては現在10か所を避難場所として指定しております。全ての避難所におきまして、冷暖房の空調設備、トイレ環境につきましては整備できているという認識でございます。ただし、小学校・中学校体育館、海洋センターのアリーナにおいては空調設備はございません。また、間仕切りテント、簡易ベッドにつきましては、海洋センター、小学校の備蓄倉庫に備蓄しているところでございます。

次に、（5）災害時に町民全体の病状を把握できる手段やツールはあるかについてお答えさせていただきます。

現在、民生児童委員協議会の事業といたしまして、地域支え合い事業で、高齢者世帯、独居老人世帯に病状等を記載した紙を容器に入れまして、それを冷蔵庫で保管し、有事の際に備えるというもので、消防署とも連携済みで、何かあった場合は冷蔵庫を確認していただくということとしております。この事業を町全体に普及できるよう事業計画を検討してまいりたいというふうに考えております。

続いて、大きい3番、和東町ホームページ改修の進捗状況と改修終了の予定期日についてお答えいたします。

先日の常任委員会でもお答えいたしましたように、9月30日をもって現在のホームページを終了し、10月1日より新ホームページに移行いたします。進捗状況でございますが、委託業者の改修もほとんど終了しているということでございまして、現在、各課の担当職員により入力できる状況でございまして、順次更新をさせていただいているという状況でございます。

以上、山本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

それでは、私のほうからは、山本議員からいただきました一般質問2. 和東町水道水の安全性について、検査の実施の間隔と最新の検査結果はについて答弁させていただきます。

水道水における水質検査につきましては、水質基準と水質管理目標設定項目の二つに区分されているところでございます。水道事業者が遵守しなければならない水質基準につきましては検査項目が51項目あり、項目により、おおむね1か月に1回のもものと3か月に1回のものでございます。一方、水質管理上、留意すべきである水質管理目標設定項目につきましては、検査項目が27項目あり、1年に1回の検査が要請されております。最新の検査結果につきましては、本町ホームページに毎月記載しているところでございますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

以上、山本議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（富田幸彦君）

私からは、山本議員の一般質問4. 空き家を空き家バンクに提供いただくための新たな仕組みや施策はについてお答えを申し上げます。

和東町におきましては、平成29年度に空き家バンク制度を導入した後、令和2年度から和東町活性化センターに移住相談窓口を設けまして、移住希望者からの問合せ対応ですとか空き家の現地案内、大家さんや地域とのパイプ役を担っていただいておりますほか、空き家の現状把握にも取り組んでいただいております、空き家バンクへの登録を推進していただいているところでございます。

また、土地家屋の所有者に向けましては、毎年4月に発送する固定資産税の納税通知書に同封する形で、空き家バンクのリーフレットを町から直接送付しまして、持ち主の方に、空き家となった際には空き家バンクへ登録してもらうようにということで継続的に促しているところでございます。

加えまして、昨年度からは宅建業の資格を持つ方に新たに空き家開拓コーディネーターを委嘱しまして、業界ネットワークを通じました空き家情報の収集のほか、専門知識と資格を生かしました契約交渉のサポートをお願いしております。

さらに最近の相談の傾向としまして、更地を探している方が増加しているということも耳にするところでございます。ほかの地域では実施しております空き地バンクという先行の事例を参考にしまして、実施に向けまして制度設計の検討を進めているところでございます。

以上、山本議員からの一般質問の答弁といたします。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございました。

そしたら、1つずつもう少し深掘りをしていきたいと思えます。

非常に不安なことがありまして、今、防災についていろいろお話をいただいていたんですけども、実際、特に地震とかですね、いつ何どき昼夜問わず、いつ起こるか分からない。また、その規模も分からない。今回台風もああいうふうな迷走をすると

本当に来るのか来ないのか分からないというような今の自然環境の中で、実際にいつ被災するか分からない。被災したときのことを考えてどういうふうな手だてをするかということが考えられるのかなど。

先ほどお話しした能登の町野町の件ですけれども、孤立をする、あれは地震によつての孤立ですけれども、和東町でも起こり得る可能性があるということで、特に和東町の場合は、役場の方の半数が町外から来られていると。例えば、夜に被災をした。町が孤立した。そのときに役場はどういう機能を果たせるのかとかいうことをお伺いしたいと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

確かに、今言われるとおり、和東町職員の半数以上が町外で生活しているというのは事実でございます。近年、風水害に関しましてはほぼ予測が立つようになっておりますので、事前の対応ということで、今回も土日を問わず災害警戒本部会議を開催するというので、発生前に何らかの手だてを打てると。ただ、地震等につきましてはなかなかその辺は難しいところがあるということは私も承知しております。その段階で、和東町でなくても、ほかのまちにおられて、職員たちは被災する場合もございます。そういう場合も含めまして、できるだけ人員が集まれるような、町内の職員につきましても被災する場合もございますので、それも含めまして、最大限、和東町庁舎のほうに集合できるような体制を取りたいということで考えてはおります。

ただ、これにつきましては全てのインフラと、それから想定できる範囲での形になりますので、自然界の動きの中で想定できない場合につきましては、なかなかその辺の力は発揮できない部分はあるかと感じております。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

私も和東へ来まして、もちろん議員になる前なんですけれども、社会福祉協議会がやってる災害ボランティアの登録制度というのに登録をさせていただいて、実際にはその活動は声がかかってないのでできていないですけれども、そういった今の和東町の町民の方が参加している災害ボランティア、そういった登録者というのは何名ぐらいいらっしゃると思いますでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今のご質問でございますけれども、社会福祉協議会の事業でございますので、町の方では把握してないと思います。

ただ、和東町の中におきましては、人数は僕のほうでは把握し切れていませんけども、二百数十名の消防団員がおります。これが一番先に第1次のボランティアの形で業務に当たっていただけるという体制は組んでおりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

もちろんですけれども、町民の方も消防の方も職員の方も皆さん被災しているという状況が考えられますので、できるだけそれ以外の方もそういったサポーターとして何か動きができるような取組、もしくは今の災害ボランティアじゃないですけれども、そういった登録で広く告知をして、いざというときに人の手を借りられるような仕組

みづくりがこれから非常に大切かなというふうに思います。

実際に人手が足りないことで救われる命が救われないということが起こったりしていますし、あとは、先ほどおっしゃられた避難する場所の環境ですね、それによって災害関連死、せっかく命が助かったのに避難所で亡くなるということが実際起こっていますので、そういったところの整備というのは本当に必要だと思いますので、よろしくをお願いします。

災害ボランティアセンターというのが災害が起こりますと設置をされるんですけども、和東の場合はB & G海洋センターというのが2015年3月に交わされた災害時ボランティア活動等に関する協定書でB & Gを指定するということになっています。それは、今は変わらないでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議員のご質問にお答えさせていただきます。

ボランティアの受入れの体制整備でございますけども、一般ボランティアの方につきましては、ボランティア関係団体の協力を得て事前登録を行っていただきたいというふうに考えておりました。災害発生後につきましては、災害ボランティアセンターというところが受入れをさせていただいて支援活動をしていただくというものでございます。町におきましても災害における体制ですね、そういう整備をさせていただくように努めさせてはいただきたいというふうに考えてございます。当然、和東町の社会福祉協議会と連携いたしまして、災害時には町の災害ボランティアセンターを設置するという方向で調整をさせていただいております。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

それがB & G海洋センターを使うということで間違いないですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

災害の状況にもよるとは思うんですけども、基本、海洋センターで行うということとしております。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

被災しますと多分全国いろんなところから物資が届き出すと思います。その一時物資の預かり場所といたしますか、いろんなところには届きませんので、集約する場所もやはりB & G海洋センターというふうに決められているわけですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

一時輸送場所ということで、海洋センターのほうを指定させていただいております。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

そういった届きました物資自体を、多分、社会福祉協議会と役場の職員の方が手分けをして各避難所等に配送されるという形になるかもしれないんですけども、その辺のところの役割分担とかは今既に決められていますでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

町の体制につきましては、災害対策本部というのを災害時には立ち上げさせていただきます。その中で、災害の程度にもよるところではございますが、最大の場合につきましては、全職員執務することとしております。その中で、救護班であるとか、応援物資の配送であるとか、そういった役割は全て今決めさせていただいているところでございます。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。安心しました。

あとですね、各地区の避難場所へ避難される場合ですね。その場合のことについてちょっとお伺いをしたいんですけれども、健常者の方というのは、そういった意味では、まだ自分の足で避難所まで行けると思うんですけれども、そうじゃない方ですね、要配慮者と言われる方々は、今現時点で分かる範囲で結構なんですけれども、どれぐらいの方がいらっしゃって、そういった方が実際避難所へ向かうときにどういった人たちがサポートをしてくれるのか、そういったところも決められているのかということも、もしお伺いできればお伺いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

申し訳ございませんが、要配慮の方ということで、今何人おられるかという数字は今のところつかんでおりませんが、要配慮の方ですね、高齢の方であったり身体障害者の方、また子供等の方につきましては、やはり役場で行うと

というのは限界がございます。これにつきましては平成29年度より各地区に自主防災組織を立ち上げていただきたいということで、区長会とかでお願いしているところがございます。現在、和東町におきましては、木屋地区と南地区につきましては、そういう組織を立ち上げていただきまして、また、園地区につきましても現在立ち上げの結成に向けて調整をいただいているというところがございます。

先ほど町長が申しあげましたように、和東町各地区に消防団ございますので、そちらと連携しながら、やはり日常から避難訓練等を実施していただくということが災害時の減災につながるのではないかというふうに考えておりますので、そこら辺を各自主防災組織、また消防団組織と連携しながら実施させていただいて、どういう状況であるかというのも一度把握してみるのも今後の対策になるのではないかというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

最初、町長が、自分の身は自分で守るということを言われたんですが、自分の身を守れない方もいらっしゃいますので、そういった方をどういうふうにケアするかというのも課題だと思います。

国の災害対策基本法で避難行動要支援者の名簿の作成が義務づけられているというふうになっているんですけども、実際の避難の支援をする人たちを助けるための人、もしくは組織というのがどういう形でひもづけされているか、あなたはこの人を助けるんですよというようなひもづけというのは今なされているでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

基本的に現和東町につきましては、元来の形でいいますと、消防団の方が地域を守るということになっております。これに対して和東町が任命をしているということになりますので、まずは消防団の方が地元の方を救い合う、助け合うということが前提になります。その上で、先ほど僕が言いましたように、まず自分の身を守らないとその人たちも助けられないということがありますので、避難場所までの部分に関しましては、地元の方が消防団で、その消防団が若干弱くなってきた地域につきましては自主防災組織を立ち上げると。今年でいいますと、8月19日ですけれども、南区の公民館において、南区民ほとんどの方が集まられて研修会を総務課が講師となって研修をやったというような経過もございまして、これは住民の意識の中で、取りあえず自分たちの行動について、自分たちでまず自分、そして自分の家族・周辺という形で伸ばしていただけるような啓発活動に今取り組んでいるというところで、対抗的に個人誰々というひもづけはしておりません。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

以前にもちょっと提案をさせていただいたことがあるんですけども、やはり今こういった状況で、非常に自然災害が多い、南海トラフが迫っているようなことも報道ではあります。その中で、実際にもし災害が起こったことを想定して、そろそろ避難訓練をするタイミングではないのかなと。部分的な区域ではなくて全町を挙げた避難訓練というものも考えていただけるかなと思うんですけども、その辺のところも、できるだけ多くの命を救うというところでは絶対やらないといけないことだと思いますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

ありがとうございます。

2番目ですけれども、和東町の水道、先ほどお答えいただいたんですけども、す

みません、私、ホームページを確認してなくて、今の最新の情報をできたらお伺いできればと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

お答えいたします。

最新の検査結果では、水質管理目標設定項目のうち原水の数項目が基準を満たしていないものがあります。上水で全て処理をして問題はないということになっております。

また、本町では水源である準用河川の小合谷川、湯船にある水源なんですけども、P F O S、P F O Aについて令和3年度より調査を実施しており、国が定める暫定目標値を下回っていることを確認しております。また、令和5年度までは水源のみの検査実施でありましたが、昨今の情勢を鑑みて、令和6年度より、水源に加えて水道水においても調査の実施を開始しております。開始した結果、上水でもP F O S、P F O Aにつきまして、暫定目標値以下の数字が出ております。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

今、非常に話題といいますか、新聞もそういった話題でにぎわっていますので、自分たちの飲み水が安全かというのは、広く町の方にも、ホームページだけじゃなくて何か告知をしていただいたほうがいいのかなというふうには思います。

では、3番目の和東町のホームページ改修の件ですね、10月から新ページになるということで、これは10月になると今のページじゃないページが現れるというふう

なイメージでよろしいんですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

途中でどんな感じになってるかなというのを見させていただくこともできますか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

町会議員の方でございましたら見ていただくことは可能でございます。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

そしたら、また後日見せていただきたいと思います。

最後に、空き家バンクの問題を少し話をしたいと思います。

空き家バンクといいますか、和東の空き家問題というのはずっとあると思いますし、今も空き家は多数あるのに実際には放置されているといいますか、その持ち主の方が売ることもしないという方が結構いらっしやって、そういったところを何とか空き家バンクに登録をしていただきたいと思いますというふうに考えているんですけど、その掘り起こしの作業といいますか、そういった空き家バンクに登録しない空き

家に対して、これはもしかしたら活性化センターのほうで委託を受けてやってるかもしれないんですが、町としてどういうふうに施策というものを考えてらっしゃるか、何かありますでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（富田幸彦君）

先ほども申し上げましたとおりなんですけれども、売りも貸もしない家があるというのはそのとおりだと思います。ただ、持ち主がその近くにいるというケースがあれば働きかけを直接やるというのも可能だと思うんですけれども、やはり遠方に引っ越されて実家だけがここにあるですとか、さらに遠い親戚ですとかだけがその固定資産税を払い続けられているというケースがございます。そのためにも固定資産税通知書の通知がそこに直接働きかける唯一の方法かなと思いますので、そちらで通知をしていくというのが一つの手法かなと思っております。

活性化センターのほうでも非常に積極的に動いていただいています、近所の方にお話を聞いたりとかいう形で、実際手放す意思はあるけど、できないのかどうかとか、そういった細かいところまで動いていただいたりもしておりますけれども、なかなか背景にある事情というのは千差万別で、どういうふうに解決していくかというなかなか我々としても難しいというふうに考えているところです。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

今、空き家をお持ちの方が空き家を手放すという際に、町から持ち主の方に幾らかの補助金といいますか、支援金が出ているかと思いますが、それは今お幾らでしたでしょうか、金額的に。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（富田幸彦君）

空き家を改修するための費用ということで、買手側のほうに対しまして特定地域ということで、湯船と東和東の旧村の範囲につきましては最大で180万円、その区域以外の地域につきましては最大90万円というような補助金が出ております。

空き家を手放す前の持ち主側の片づけるような、わずかですけれども売買をしやすくように家の中を片づけるといった費用に対しましては、特別地域につきましては最大10万円、それ以外の地域につきましては5万円という補助金を出しているところでございます。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

以前、町の方にお伺いして、そういった金額が正当性があるかというのはおかしいんですけれども、できたら今の10万円を20万円ぐらいまで出していただけたら、手放すための掃除をしたりとか、要らないものを捨てたりとかいう費用に充てられるんだけどなというような話も聞いたことがあるんですね。こういった金額というのは単費で充当されているわけですか。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（富田幸彦君）

特別地域というふうにしている部分につきましては、京都府と共同ですので、積み増しという形でさせていただいております。それ以外の地域につきましては単費になっております。

おっしゃるとおり、特に片づけの費用をもう少しという、金額は非常に小さいので、足しになるかどうかというご意見は非常に多く聞かれております。これにつきまして

も、できるだけ何とかというふうな気持ちもあるんですけども、これが京都府の制度設計に沿ってさせていただいております、なかなか単費部分で増やすというのは非常に厳しいので、今のところは京都府にこういう声が大きいいということは常に伝えさせていただいております、この部分の積み増しというのを働きかけをしているというところでございます。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

この金額ができるだけ多くということになると思うんですけども、何とか積み増しをお願いできればと思います。

最後になりましたけれども、私も移住者でございますので、そういった移住者をもっと増やしたいということに日々いろいろ目を向けているんですけども、その中で、特に今年のような自然災害が多いというような年ですと、やはり安心安全なまちというのは結構大きなキーワードになると思います。町が町民のためにどういう安全策を講じて、例えば、先ほどの避難所にしても、冷暖房完備の避難所がありますよですか、そういった安心安全な生活ができるまちというのも、移住者を増やすためのキーワードになるかと思います。そういったキーワードを告知するという意味では、先ほど言っていたホームページとか、広く町がやっている、いいことをもっと広くアピールできるような、見たくなるようなホームページ、それをつくっていただければというふうに思います。

最後に、人口減少がこの町もかなり進んでおりますので、そういったところを何とか歯止めをかける。完全には歯止めをかけられないかもしれないですけども、そういった歯止めをかける取組に町長を含め、町を挙げて取り組んでいただければと思います。

以上で終わります。

○議長（吉田哲也君）

山本達也議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後１時３０分まで休憩いたします。

休憩（午後０時０１分～午後１時３０分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

続きまして、岡本正意議員。

○６番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

第１に、保険証廃止の中止、存続をについて伺います。

政府は、１２月２日からの健康保険証廃止の方針を変えていませんが、全国的にマイナ保険証の利用率が１割程度、最近の新聞社の調査でも、紙の保険証存続を求める声が８割を超えるなど、国民の理解を全く得られておりません。本町の国保や後期高齢者医療においても、いまだ多くの方が保険証機能のひもづけをしていない実態がある中で、まさに命と健康の命綱である現行の保険証を廃止する道理は全くないのではないのでしょうか。

そこで、２点伺います。

１点目に、町としてもこの保険証廃止の中止、現行制度の存続を国に強く要請すべきと考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

２点目に、仮に廃止が強行された場合も、マイナ保険証をお持ちの方も含め、全ての被保険者に資格確認書の発行をすべきではないかと思いますが、明確な答弁を願います。

第２に、「酷暑・猛暑」対策の強化、改善をについて伺います。

今年の夏も危険な暑さとなり、今も厳しい残暑が続いております。ここ数年の高温は今後も厳しさを増すことが想定され、命と健康へのリスクはますます高まっております。このような認識の下で、来夏に向けて次の点について直ちに検討、具体化を求めるものです。

1点目に、小中学校の体育館、B & G海洋センターアリーナとトレーニングルームに急ぎ空調設備の整備を求めます。

2点目に、学校も含め全ての公共施設での断熱や遮熱等の改修を進めていただきたい。また、個人家屋での断熱等の改修補助の検討を求めます。

3点目に、生活保護や高齢者などの低所得世帯でエアコン未設置や設置困難なケースへの空調設置補助の検討を求めたいと思います。

第3に、町道の改修について伺います。

1点目に、町道白栖撰原線は傷みが激しく、拡幅や改修、舗装が急がれると考えておりますが、改修の見通しについて答弁願います。

2点目に、町道下島銭司線の現状と今後の改修方向について三つ伺います。

第1に、町道が激しく破損、崩壊している区間がございますが、経過や原因の説明を求めます。

第2に、破損、崩壊を起こした責任の所在はどこにあるのか答弁願います。

第3に、原状の回復、通行再開への方向性はいかがでしょうか。

この3点に明確に答弁願います。

第4に、移動販売「茶太郎」の終了を受けてについてです。

過日の新聞折り込みで、移動販売車「茶太郎」の運行終了が知らされました。4月の営業再開後、半年での終了となりますが、町としての受け止めとともに、今後の移動販売の方向性はどうか、答弁願います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、岡本議員からいただきました一般質問に答弁させていただきます。

最初に、岡本議員からいただきました一般質問、1. 保険証廃止の中止、存続を、  
（1）保険証廃止に反対、不安の声が多数を占める状況を見直し、廃止を強行することは許されない。町として廃止中止、現行制度の存続を国に要請をについて答弁いたします。

マイナ保険証は過去の薬剤情報や健康診断の結果データ等を利用して、最適な治療や薬剤の重複を防止できるなど、よりよい医療を受けることができるほか、手続なしで高額医療の限度額を超える支払いの免除ができるといったメリットがございます。国民健康保険及び後期高齢者医療保険の加入者の方につきましては、町として、被保険者の方々が安心して保険医療を受けられるよう、今後も資格情報を適正に提供・連携することが保険者には求められておりますので、被保険者の皆様に制度周知を徹底することで、新たな制度への円滑な移行を進めてまいりたいと考えております。

次に、2番の「酷暑・猛暑」対策の強化、改善を、（1）小中学校の体育館、B & Gアリーナとトレーニングルームに空調設備をについて答弁をいたします。

これは令和5年9月議会でも答弁させていただきましたが、小中学校の体育館やB & G海洋センター空調設備につきましては大規模改修が必要なことから、今のところ改修計画はございません。

次に、3.（3）低所得者世帯等でのエアコン未設置や設置が困難なケースへの設置補助の検討をについてですが、今回の質問におきまして、低所得者等の範囲について、熱中症の危険が最も高いと思われる生活保護を受給されていない高齢者に限定をさせていただきます。

本町は、農業、個人事業で生計を支えられていた世帯、いわゆる国民年金のみで生活をされている世帯が他の市町村よりも多い状況で、平成24年度から、地域の民生

児童委員さんが、7月から8月にかけて熱中症予防の啓発を兼ね、高齢者世帯への家庭訪問を実施していただいているところであり、民生児童委員さんの方々の協力を得てエアコン未設置世帯の把握はできているものと考えております。

また、補助制度ではございませんが、京都府社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付制度がありますので、民生児童委員さんの方々と連携をして、制度の周知とともに、和束町社会福祉協議会への相談のつなぎ役をさせていただき、一定の成果は上がっているとの報告を受けております。

次に、3. 町道の改修について、(2) 町道下島銭司線の現状と今後の改修方向は、①激しく破損、崩壊しているが、経過や原因の説明をについてお答えいたします。

現町道は通行不能状況であり、迂回路を整備し通行を確保し対応をしています。原因については現在もまだ調査中であり、明確な解析ができておらず、今年6月の専門家との協議の結果、いましばらく現況を定点観測することとなり、最低限の防災対策工事、定点観測業務委託などを相楽東部連合で進めているところです。

次に、②破損、崩壊を起こした責任の所在はについてですが、責任というような犯人捜しをするような事務を行う指示は出ていませんし、私も就任以来しておりません。私の経歴からいいますと、平成5年5月から宗町長、竹内町長、堀町長とほぼ特命ミッション的に関わり、現場を熟知しています。責任追及するのではなく、いまだ分かってこない原因追及をすることが先決だと考えています。

次に、③原状回復、通行再開への方向性はについてですが、利用者には危険を回避する迂回路を設置していますので、通行再開の時期は現時点では未定です。原状回復については、施設の今後の活用も含め、相楽東部広域連合において議論が重ねられると考えていますので、この場での答弁は控えさせていただきます。広域連合議会で議論されている案件ですので、和束町長としての思い、意見を連合議会で発言させていただき、審議をしていただくと考えています。

続きまして、4. 移動販売「茶太郎」の終了を受けて、(1)再開後、半年で終了と

なったが、町としての受け止めと今後の方向性については答弁いたします。

移動スーパーよろずや茶太郎に関しましては、令和2年度に和東町が車両購入費用相当額を補助、以降、商工会の財源で運用されておりました。その中で、令和6年8月29日の理事会において事業の継続を断念されるという結果が下されたところで、その大きな要因は、運営費の負担が大きく、毎年大きな赤字を計上すると聞き及んでいます。和東町としては補助事業であることから、補助金の適正化に関する法律に抵触するのではないかということもあり、事務調査、事情聴取なども行い、対応する考えを持っています。

和東町商工会としては、活動終了後に移動販売車を町に無償で譲渡し、何らかの形で事業再開を望んでおられますが、和東町としましては、移動販売車4年間の課題等を整理した上で、和東町としてどのような活用方法があるのか、買物難民対策という一面もあるものの、収益事業でもあるので、慎重に検討したいと考えております。

なお、岡本議員からいただきました他の質問・事業等、具体的な内容につきましては、この後、担当課長から答弁させます。

以上、岡本議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

それでは、私のほうから、岡本議員からいただきました一般質問の1. 保険証廃止の中止、存続を、（2）廃止が強行された場合でも、全ての被保険者に資格確認書の発行をについて答弁させていただきます。

資格確認書につきましては、マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない状況にあるものとされており、交付対象者についてはマイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録を行っていない方、マイナ保険証の利用登録を解除した方、マイナンバーカードの電子証明の

有効期限切れの方等とされており、申請によらず、保険者から当面の間は職権交付されることとされています。

当町では、全ての被保険者への資格確認書の交付は想定しておりませんが、マイナンバーカードを紛失した方や更新中の方、マイナ保険証での受診が困難な介護を必要とする高齢者や障害者等については、申請をいただくことで資格確認書を交付することが可能となっておりますので、被保険者が受診できないことがないように、広報の周知徹底に努めてまいりたいと思います。

以上、岡本議員からの一般質問への答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

それでは、私のほうから、岡本議員の大きな2.（2）全公共施設での断熱や遮熱等の改修を。個人家屋での断熱等改修補助の検討をについてお答えさせていただきます。

今年の夏も猛暑日が続いているところですが、本町におきましても、暑さをしのぐために8月1日から9月30日まで、クールシェアスポットとして役場庁舎、人権ふれあいセンター、老人福祉センターを開放しているところです。現在建設中でありま  
す総合保健福祉施設につきましては、断熱や遮熱をされた環境に配慮した工事を実施  
しております。今後建設していきます公共施設につきましても、各担当課がそのとき  
の建築基準を遵守し、断熱や遮熱について考慮していくものと思います。

また、個人家屋につきましては、現在、経済産業省や環境省など、外張りや内張りの断熱材や窓の変更によって断熱性を控除を向上させる業務工事に対しまして国の補助金があることから、そちらを利用していただきたいと思います。

以上、岡本議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

私のほうからは、岡本議員からいただきました一般質問3. 町道の改修について、  
（1）町道白栖撰原線は傷みが激しく、拡幅や改修・舗装が急がれると考えるが、見  
通しはについて答弁させていただきます。

町道白栖撰原線につきましては、今年の春頃に電力会社に電線付近の枝葉を伐採し  
ていただき、また、町職員により、低木の伐採や落ち葉の清掃、レミファルトによる  
補修などを実施し、一定の安全な通行を確保したところでございます。

舗装・改修につきましては、町道白栖撰原線に限らず、整備が必要な町道もあるこ  
とから、財源の確保に取り組みつつ、路面状況や交通量、緊急車両の通行状況などの  
総合的な観点から検討を行い、優先順位をつけながら計画的に進めてまいりたいと考  
えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、岡本議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、一番最後の移動販売について、さきに触れておきたいというふうに思います  
けども、ご存じのように、こういったチラシが過日入りまして、私も大変驚いたわけ  
ですけども、先日の委員会の中でも議論がありまして、その際も出席されておりました  
理事のほうも、こういった終了をするということについては、チラシを見て初めて  
知ったというふうに言われておりました。これ自身はですね、先ほど町長も言われま  
したように、もともと町の補助金によって車を購入していただいて始まった事業であ  
る以上は、そういった今後の事業についてしっかりと町と商工会が連携をどのように

されていたのかなというふうになんか疑問に思ったわけですが、やはり今後立て直していくという意味においてもですね、その連携はしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

この点では1点、町長に、委員会でも触れておりますので、1点にとどめておきたいと思いますが、商工会でお話を伺った際にも、やはり少ないといえますか、収益が十分上がっていないと言いましても、やはり今回の事業にも50人を超える方が利用されているという話を聞いております。これがなくなると、そういった方が大変買物に一定お困りになるという状況が生まれることは確かだというふうに思うんですね。そういった意味で、先ほど町長は、今後、これまでの4年間の事業を振り返って一定整理して、どうしていけばいいかということを考えていってほしいと言われていたけれども、やはり移動販売というのは悠長に構えている状況じゃなくて、年々ニーズが高まっていく問題でもありますので、一定めどを持って取り組んでいただきたいと思うんですね。その辺、移動販売の再開であるとか取組については、どのようなめどを持って取り組まれるかですね、大体いつまでに検討を終えて新しい事業として始めたいと思っておられるか、その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

まず、茶太郎につきましては、今、議員もおっしゃったとおり、現段階で商工会のほうからのヒアリング等の確認の中では、収益事業でありながら収益が上がらないと。その赤字が全てその団体の負担になっているということが原因だということに聞いています。この4年間商工会がやっていただいたので、これは担当課の方で十二分にヒアリング調査をさせます。させた結果、どういうところに本当にお金がかかったのか、その点について今後どうしていくのかについては、私の中では遅くとも令和7年度に

は絶対再開をしたいというふうに思っておりまして、それまでの間の調査期間に担当課は農村振興課になると思うんですけども、担当課のほうで十分整理をさせた上で新たな受託団体を見つけたいというふうに考えています。

特に収益事業になりますので、町で直営するわけにはなかなかいかない事業でもある関係がありますので、その辺り。

それと、しっかりと商工会に対しましては会長のほうには申し入れてあるんですけども、一応、補助金事業でやってもらっていますので、これに対する補助金の適正な執行ができたのかということをしつかりと調べたいと思っております。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今、町長のほうから、令和7年度には再開をしたいというような一定のめどが示されたことは大事だというふうに思います。今、言われましたように、この間の取組の状況もしっかりつかんでいただいていますね、また、新たなニーズ等も把握していただいて、いわゆる継続できる事業として取り組んでいただきたいと思いますので、この点については要望しておきたいと思います。

それでは、次に、保険証の廃止の問題についてですけども、まず税住民課長にお尋ねいたしますけれども、このマイナンバーカードの取得というのは、いわゆる法的にも今も任意であるということによろしいですか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

岡本議員の質問にお答えします。

マイナンバーカードの取得については任意でございます。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

それと併せて、もう一度再度お聞きしますけども、カードの取得が任意であるならば、当然ながらマイナ保険証にするかどうかは個人の自由であり任意であると。強制ではないということよろしいですか。

○ 議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○ 税住民課長（今西 靖君）

岡本議員の質問にお答えします。

マイナ保険証のひもづけについても当然任意でございます。

○ 議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

今、課長のほうからそういった答弁をいただきました。その上で町長にお聞きしたいと思えますけども、今、確認しましたように、マイナ保険証が任意であり強制でないのであれば、それを担保し、保証するためにはですね、いわゆるどちらも選べるようにしなければならないと思うんですね。要は、マイナ保険証でいいですという場合と、やっぱり紙でお願いしますということが選べるという状態でなければならないと思うんですね。しかし、政府は、全ての国民が持つべき保険証をこの12月に廃止して、新規の発行はしないとしていると。これは事実上のマイナ保険証の強制だというふうにね、これはいいとか悪いとか以前に、事実の問題として、このやり方はマイナ保険証の事実上の義務化というか、強制に当たるというふうに思えますけども、町長はどう考えですか。

○ 議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

その辺については見解の相違も含めての答弁になることと思いますけども、私の思いの中では、政府が進めていますDX、デジタルトランスフォーメーションですね、この事業についてはものすごく効率的なものもあれば、なかなかなじめないものがあるというのは私も実感しています。私の場合ですと、マイナ保険証でマイナンバーカードにひもづけはしてありますが、中にはマイナンバーを常に携帯しない方がおられたりするので、それに対してもう一回保険証を欲しいとおっしゃられる方もおられます。これは岡本議員が言われるように選択の自由と私も考えています。

ただ、政府の考え方の中のデジタルトランスフォーメーションの動きからいいますと、一つのものに全てのものをまとめていこうという考え方については、私は社会の流れだと考えています。特に、携帯電話のスマートフォンにつきましては、いろいろな機能が今含まれてきてまして、その機能に全てを集約していつているというような状況が社会現象として起こっています。

ただ、今言われるように、私自身が考えますのは、資格証明書というのをむやみに出してしまいますと、これはまた一つの個人情報を持ち歩くことになります。その点も含めると、どちらかいずれかを選択していただくのは国民の皆さん、住民の皆さんの選択肢だと思いますので、私の中ではマイナンバーカードを持っていただくならばマイナ保険証で対応していただきたい。それを持たないというのであれば資格証明書を出すというような対応でいいと考えています。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

私の言っていることに答えておられないと思うんですね。考え方は問題じゃないんですよ。事実の問題として言っている。状態の問題として、あなたの考えと私の考え

は違いますよねという話じゃないんです。事実の問題としてこれは強制ですよというふうに言ってるだけなんです。

今、資格確認書が選ぶもう一つのものだとされますけどね、資格確認書は保険証じゃないんですよ。これは保険証のようなものなんです。同じ機能を果たせるけども、保険証は廃止になるんですから、これは期限付のものです。ですから、選べようがないんですよ。マイナ保険証しか選べないという状況を国はつくっているということなんです。それを強制と言わずして何ですかということ町長に問うているんです。いろいろどうでもいい話をされましたけども、今の話ではあんまり関係ない話をされましたから言っていますけども、これはやはりその事実の問題として強制だと思うんです。これは法にも反することだと思うんです。DXが便利かどうかとか、そういう問題ではない。選択肢をなくしているという意味で、強制だということを確認しておきたいと思うんです。

言いましたように、資格確認書というのは期限付の保険証のようなものであって、保険証ではありません。もし資格確認書が保険証と同じなんだというのであれば廃止しなければいいだけなんです。極めてこれは無駄なやり方だというふうに思うんです。やはりこういったことで、かなり政治的にこれは行われているという意味では、国が保険証という命と健康に関わる制度というものを弄ぶことについて、もう少し町長として、保険者の長として怒りを持ってもらわなあかんと思うんですよ。そんな何か国のデジタル庁の手先のような答弁をされるんじゃなくて、町長として住民の命を守る責任があるわけですから、そういった立場でやはり答弁いただきたいと思うんですが、これだけ強引に進められてもマイナ保険証の利用率は1割程度とされ、そもそも和東町でもカードの取得率が今も8割程度と聞いております。国保でマイナ保険証は約63%、後期高齢で約51%程度と伺っております。廃止まであと3か月を切る中でも、多くの方が紙の保険証という状況を踏まえれば、最低でもこの12月の廃止というのはやはり見直していただきたいと。

これは先日の新聞報道の調査の結果にも出てましたけども、政府は、この期日については最低見直すべきだということが言われておりました。町長が言われるように、マイナ保険証がいかに便利だとか、どうだったかということではなくて、まずはこういう状況を踏まえれば、12月に廃止というのは、最低でも政府に見直していただく必要があると。和東町の今の状況を見ましても、町長としてそれぐらいのことは要望いただけないかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

先ほどの答弁の一番最初に申しましたとおり、それは見解の相違というふうに私は取っております。健康保険証というのは、あくまでも診てもらうときに、あなたに資格があるかどうかを見るものです。だから資格確認書と名前が変わっても同じ役割をします。国民健康保険自体がなくなるということになれば大きな問題ですけども、その資格証明があれば、診察を受けること、保険医療を受けることについては何ら問題ございませんので、入り口の紙ベースなのか、デジタルベースなのか、それは資格を持っておられる方の選択の自由と私は考えます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

だから、今言われたように、同じなんだったら保険証をなくす必要自身がないということなんですよね。同じと言われているんだから、わざわざ廃止して紙の保険証をなくす必要はないということを言われているのと同じなんですよね。それだけ無駄なことを政府は無理やりやろうとすることについて、それぐらいのことはちゃんと意見をされたらどうですかということ言ってるだけなんですけども、それさえもされないということなんですよね。

それですね、仮に廃止がされた場合に、紙の保険証は最長1年間有効、その後、資格確認書が配付されて定期的に更新、マイナ保険証の方は資格情報を記した通知を送り、トラブルの際に使用できると聞いております。一部の方には資格確認書を申請により発行するとも伺っておりますけども、極めて事務も手間もかかりますし、全ての被保険者に条件なしで資格確認書を配付すればよいというふうに私は思うんですね。いわゆるマイナ保険証を持っておられても、例えば、施設におられる方とかいうのは施設が管理されている。そういう場合に、申請によって資格確認書を発行できるというふうに伺っておりますけども、そうであるならば、さっき町長が言われたように、もう全ての方に資格確認書を無条件に配布すれば、どんなトラブルだってそれで回避できるわけですから、だからそういう意味では、事務的にも資格確認書を町の判断で全ての被保険者に無条件に配付すればいいんじゃないですかと思うんですけども、その辺、担当課としていかがですか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

岡本議員の質問にお答えいたします。

全ての方に資格確認書の発行ということでございますが、マイナ保険証を利用した医療診療については、先ほど町長の答弁でありましたように、よい医療の提供、薬剤の重複、また、健康診断の結果等を利用した医療もできるというメリットがございます。こういった観点からも、希望の方には、本来マイナ保険証を利用していただき、マイナ保険証利用できない方については資格確認書と分けた判断で発行のほうをしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

それで、私は昨日、質問準備の関係で厚生労働省の国民健康保険の事業担当者に確認させてもらったんですね。いわゆる全被保険者に資格確認書を交付することは、国は想定していないと言われてました。しかし、否定はされておられません。いわゆるやってはいけませんとかいうことはされておられません。

例えば、先ほど言いました施設の方のマイナ保険証の扱いについて困難という部分で、資格確認書を発行できるというのも一つのケースだというふうに言われたんですけども、これはあくまで一つのケースであって、ほかに自治体のほうで判断がされれば、それも該当するというふうに言われたんですね。ですから、かなり裁量権があるわけですね。

そういう意味では、要配慮者への資格確認書交付も現場の判断、裁量、考えを考慮されていることを考えましたら、保険者として、被保険者の利益を最優先に考えるならば、いわゆる先ほど町長は、資格確認書をむやみに発行したら個人情報が出ると言われましたけども、マイナ保険証自身がそれをすごく危惧されているわけですね。この間でも、要は、他人の情報がひもづけられて大変なことになったということが言われてましたよね。個人情報というんだったら、マイナ保険証の方が危ないわけですよ、保険証より。ですから、そういうことも考えましたら、いろんな災害も含めて、不測の事態を考えるのであれば、やはり被保険者に無条件に町の判断で資格確認書を交付するという事は検討されるべきでないかと思えますけども、町長いかがですか。

○ 議長（吉田哲也君）

町長。

○ 町長（馬場正実君）

岡本議員がおっしゃっていることはよく分かるんですけども、私が言いたいのは、同一人物に同じような資格を持つ証明書を発行するほうが危ないと言ってるだけであって、それを持つこと自身が必要な場合は、持たなければならないと思います。

今言われるように、施設に入られて、マイナンバーカードはご自宅の家族に預かってくださいという場合であれば資格書が要ると思います。ただ同時に、私もそうですけども、今、自分の健康保険証とそれからマイナンバーカードを持っていますけども、健康保険証は出したことないよというのは、2枚あるんじゃないなくて、どっちが1枚を使えばいいという考え方ですので、それは本人の判断に任せたら僕はいいと思いますので、その点につきましては、どちらを選択していただくかに関しましては、理由があればマイナンバーカードでいいと思いますし、理由があれば資格書のほうで発行させていただくということには柔軟な対応をさせていただきたい。

ただ、両方を発行するというようになってきますと、これまたうちの事務が煩雑になりますので、誰が持っているか持っていないかという台帳もまた作らなければならない、管理しなきゃならないと。そういう事務を考えますと、効率的にどちらか一つにしてほしいということでございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

ですから、資格確認書1本に絞ればいいと言っているんですよ。どっちにしても、国はね、マイナ保険証の方には資格情報を記した通知を出すと言っているんですよ。要は同じなんです。だから、丁寧に親切に資格確認書に一本化すればいいじゃないですかと言っているんです。今言われたように、そのほうが事務も煩雑にならないし、一番はっきりするじゃないですか。ですから、やはり国の言っていることをうのみにせずにはですね、今の現状と実際に現場の事務の煩雑さも含めて、一番合理的で被保険者の方が困らない、そういった方法を考えればそれが一番いいんじゃないかと言っているわけで、そこはしっかりと検討いただきたいし、そうしていただきたいというふうに強く要望しておきたいと思います。

次に、酷暑対策、猛暑対策の関係ですけども、先ほど町長は、小中学校などの空調

の整備については大規模工事になるので、計画はないというふうにあっさり言われましたよね。去年も同じこと言われてますよね。もう1年たってるんですよ。この1年、何をされてたんですか。これだけ暑くなるというふうに十分想定されたし、現場はもう一日も早く空調を設置してほしいと言っているんですよ。それに対して大規模工事だから計画してませんと言うだけで済みますんですか。

私、この間、小中学校の体育館や海洋センターの状況を確認しに行ってるんですけども、その7月5日に小学校の体育館に行きまして、約35度ぐらいありました。暑さ指数は28ぐらいでした。それから、7月24日にB&Gのトレーニングルームに入らせていただきまして、いわゆる35度以上、もっと上がっていたかもしれないですね。指数は33を超えてました。途中であのカメラが作動しなくなるみたいな、それぐらい大変暑い状況がありました。それから、8月24日に小中の体育館にもう一度行きまして、中学校の体育館は38度1分ありました。指数が30を超えていると。小学校の体育館も35度を超えているという状況がありました。こういう状況なんですよ、町長。こういう状況をいつまで放置されてるのかということなんですよ。これでは昼間は特に、災害時の避難所としてはもちろん、教育活動や住民の様々な活動でも、とても今は使えないわけです。だから、公共施設としての機能が果たせてないという状況なんですよ。

先ほど町長ね、山本議員の防災関係の質問で、要配慮者の方の避難をどうするんだと言われてましたよね。その際に町長は、いわゆる要配慮者が何人いるかも分からない。紐づいてもいないということで、行政としての責任を何も果たしてない一方で、基本的に、自分で逃げてくださいと言われてましたよね。周りで助け合って行ってくださいと。基本的にはそれをお願いしますと言われてましたよね。今日はその話をしているんじゃないから、これは指摘の話ですけども、そうやってみんな自分の力で、助け合ってようやく体育館に着きましたと。やれやれと。暑さを防ぐような空調も寒さを防ぐ空調も何もないと。そこは行政の責任じゃないんですか。みんなで何か空調を起

こせというんですか。そうやって皆さんに自助や共助をお願いするのであれば、そこに避難してきた人たちが安心して避難生活を送れるように、避難所に指定している小学校の体育館、またB & Gのアリーナなどは最低でもクーラー・空調をちゃんとつけておくというのは行政の責任じゃないんですか。

今、計画はないと言われましたけど、まだ、1年ありますから、来年に向けて急いで設置するように今から計画してください。取りあえずそれをやっていただけますか。現場は待っておりますから、計画はないなんて言うてずに、現状を見れば空調がないなんて考えられないわけですからね、誰か死なないと分からないんですか。ですので、来年に向けて直ちに、体育館やB & Gの関係については空調設備を設置していくということで検討するということで答弁いただけませんか。どうですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

基本的に、体育館への空調は考えておりませんし、計画するつもりは現在ございません。これは私の持論ではなく、去年の議会の後に、私は確実に小学校・中学校の校長及び学校の先生にヒアリングを行っております。この中で言われたのは、暑ければ体育館で体育の授業するのを違う形に組み換えるとか、時間の変更するとかということで対応したい。あくまでも汗をかくことも一つの教育であるということで、体育館の利用の仕方について検討するということを言われてます。

また、体育館につきましては、初めから空気が抜けるように造っておりますので、今言われたように、体温の熱さと、それから空気の動きというのは全く違うようにできていますので、現段階では体育館に空調をつけるという考えはございません。

併せまして、今言われている空調の関係でございますが、これは全公民館、それから集会所等につきましては、ほぼ全てのところに空調機器の設備をつける補助事業は

うちの方でやっております。今ないところはないと私は聞いておりますし、その中で対応していきたいということもあります。

また、改めて、新たにできます総合施設 C h a n o v a、それから和東町が持っている公共施設、今一つの公共施設ではエアコンが若干弱っていますので、交換を考えなければならないということが現場から上がっていますけども、他の施設については全て空調設備ができておりますので、ここで対応したいと。その段階でどれぐらいの規模の被害が起こるのかということについては私も想定できませんけども、その内容でいきたいと考えておりますので、体育館の空調については現段階では学校との協議の中ではつけないということで考えております。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

じゃあ、もう一回聞きに行かしたらどうですか。学校のほうにもう一回ヒアリングに行かれたらどうですか。私は同じこと言われへんと思いますよ。連合議会で教育長が汗もかくのも教育だみたいなことを言われたと。汗をかきに行かれたらいいんですよ。はっきり言って汗も引きますわ。そこでずっと汗をかくことで活動してみたらどうですか、町長。それをやってから言ったらどうですか。

去年よりも大変後退していますよね。去年は、教育委員会が学校を管理しているので、教育委員会がオーケーを出せば町としては検討すると言われましたよ、去年は。今の話でいえば、全く町としても考えてないと。先ほどもいろいろ言われていましたけども、この猛暑の中で、計画的にどこから手をつけるとか、一気にいかななくても、まずは避難所に指定している体育館とか辺りからちゃんと手をつけていくというんだったら分かりますよ。全く考えてないというのは、先ほど言いましたけども、そこで誰かが犠牲にならなかつたらつけないということですか。一度ちゃんと現場を見られて、学校にちゃんと話を聞きに行かれて、空調は必要ないですかと行かれたらどうで

すか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

岡本議員おっしゃるとおりのことでございますけども、私は去年答弁をした後に確認をしていますし、その後、今年の夏前にも確認をしております。きっちり確認した上で答弁をしておりますので、現段階で、その計画はないということで私は答弁を終わらせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

先ほども学校のこともそうですけども、いわゆるほかの公民館はついているんだよと、そんなん聞いてもないけど言われたけども、空調がないんだから、小学校の体育館というのはどんなに大規模災害になっても夏場は絶対使えないことですね。ということですよ、町長。いわゆる町長としては、あそこに災害の避難所として空調もつけないのもよしとしていると。避難者の方に汗をちゃんとかいてくださいと、そういうことを町長として言うておられるというふうに確認しておきたいと思います。

それで、本当にこの猛暑や酷暑というのは命の危険と言われているわけですよ。真剣に汗をかいたらいいんじゃないかなんてことを本当に思っておられるんですか。もう放っておいたら本当に誰か犠牲になりますよ。そこをもうちょっとしっかり現場の状況も踏まえてもらって、速やかに体育館に空調設備をつけるように強く要望しておきたいと思いますし、理性的な対応をしていただきたいというふうに思います。

時間もあまりありませんので、要望しておきますけども、いわゆる学校も含めた断熱や遮熱等の改修というのはね、例えば、学校の体育館に空調をつける場合は、断熱

をするということが一定セットになっています。ですから、最低でもそういった措置を学校も含めて、今、空調はついているところでも、そういう措置をすればもっと効果も上がりますし、温暖化防止にもなるわけです。ですので、もう一度ちゃんとその辺を確認していただいて、断熱や遮熱の対応について検討いただきたいということも要望しておきたいと思います。

残り時間で町道の関係へ行きたいと思いますが、白栖撰原線については去年とほぼ同じような答弁をされていますけども、あそこ自身は、去年も言いましたけども、石寺から高橋の交差点から、いわゆる白栖橋の交差点のとの間でいえば、ある意味、白栖の集落道に入っていける唯一の道なんですね。そういう意味では、あそこ自身は生活道路だし、通勤や通学の道でもあると。その道路の状況が大変傷んでるのはすぐ分かると思うんですよね。ああいう状況をいつまでも放置しているというのは、拡幅するかどうかは別にしても、やはり適切じゃないんじゃないかというふうに思います。そこは最低限舗装ぐらいは早急にさせていただく必要があるんじゃないかと思いますけども、いかがですか、課長。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

はい、お答えさせていただきます。

以前の議会で質問された、その後に職員により簡易な舗装、レミファルトの舗装を職員によって実施しておりますので、今のところ通行に対しては問題ないということを理解しております。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

あそこ自身は町長が以前、職員のとときに大きな拡幅を準備されていた箇所でもある

というふうに思うんですけども、その際に、一定、公用地も取得されているというふうに伺っておりますので、やはり一定あそこの道の拡幅も含めて、ぜひそこは検討いただきたいなというふうに思いますので、引き続き要望していきたいと思います。

それで、下島銭司線の関係ですけども、先ほど町長ね、これは連合の問題でと言われましたけど、これは町道ですよ。町道というのは連合の持ち物じゃないですよ。町の持ち物です。連合の事業によって、その影響で町道があのように崩壊したということがあったとしても、町道自身は町のものでありますから、じゃあ、あの町道をどうするのか、なぜあんなに壊れているのかというのを町としてちゃんと調査して、原因を解明して、責任の所在をはっきりさせるというのは当たり前だと思うんですね。それはここでしか議論できない話だと思うんです。そういうことで答弁いただきたいというふうに思うんです。

それで、この箇所ですけど、いわゆる令和4年11月に、いわゆる道が崩壊したというか、ひび割れてきたというときに、ちょっと見に行ったときにこういう感じだったんですね。要は、ひび割れがいつてるけども、まだ現状は見えてるという状況がありました。

これは今年の7月ですね。こんな感じなんですね。先ほどのブルーシートが中まで入り込んで役に立ってないと。側溝なんかも全部壊れて本当に通行できないような状況になっているということなんですね。以前は、いわゆる擁壁が傾くから危ないし、通行止めということだったんですけど、これでは路面自身が崩壊して通行できない状況だと。これだけの大崩壊を起こしたのは、令和4年度の安全対策工事を受けてのことであって、今回の工事が何らかの原因となっているし、設計や施工の不良等による影響の可能性は否めないし、少なくともないとは断言できないと思うんですね。先ほど町長が、原因等については今も調査中だと言われましたよね。ということは、その可能性もあるということだというふうに思うんですね。

例えば、この工事の設計業者は、設計業務の中でこういう調査をされているんです

ね。この中で擁壁を含む敷地深部の変状は進行中、敷地造成に起因した地滑りが工事に敏感に反応とし、地中変状モニタリングでも、降水量の多い月は急激な変位増加というような結果を示しておられます。それでも業者は、連合議会での説明では「大丈夫だ」というふうにお答えをして工事がゴーサインが出ている。令和3年12月に契約が結ばれている。リスクは確認していたが、工事の実施では変状は防止できると判断し、工事を実施した結果、あのような大崩壊が発生したと。

しかも、町道の舗装というか工事はね、令和4年度の最終段階のときに慌てて補正されているんですよね。最終段階で設計変更を行われて、路面の改修が行われて、上の敷地内の側溝なんかも改修されたところ。ところが、その後にその部分がごとごとく壊れてるんですよ。そういう状況があったと。ですから、発注者である連合や行政にももちろん責任はあると思いますけども、専門家として調査も踏まえて設計し、工事を実施した業者にも、工事の結果としてこのような大崩壊を招いた責任は当然ありますし、少なくとも現段階で、先ほど町長が言われたように、まだ調査中なわけですから、先ほど犯人捜しはしないなんて言われたけど、そういう意味で言ってんじゃないんですよ。ちゃんと責任を明らかにするという意味で、そういった設計業者等の責任も、現段階ではなしというふうに言うことではないということで、それは町長もそういうふうに思っておられるということでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、私のほうから答弁させていただきます。

岡本議員の今の質問を聞いていますと、どうも令和4年以降の話しか出ていないというふうに思います。この事業につきましては、平成5年からかかっております。平成5年にかかった段階でこの場所において、テールアルメで10メートル、一番高いところへ上げると。まだその上に5メートル上げて、その5メートル上げたところで

宅盤を造るという工事を発注しています。その段階から動き出したのが現実です。そのために4,500立米の土を現場から出しまして、その土を出した段階で、一定、テールアルメが安定する形を取れましたので、その状況で稼働したと。これが平成12年の話です。

その後も若干降雨のあるたびに数ミリとか0.何ミリ動いてきていました。私はずっと監視していましたので、これは間違いなくその状況が続いています。その段階で一旦、テールアルメの北側から約50メートル進んだところで道が一回滑落しています。そのときにこれは危ないということで、その向こう側の施設の中に迂回路を造っています。その後ずっと迂回路を使って、そこについては町道としての機能はしないということで、当時の中で整理をした上で道を迂回させています。その迂回をさせた道路をもって住民の方につきましては、上に当時は地権者3人、今は2人だと思えますが、茶の耕作に行っておられたというところで、道をつけました。

その後、平成29年あたりから若干動きが大きくなったのと裁判が終結しましたので、一定、安定な形に戻さなければならないということで検討に入っています。この検討の結果、一部のテールアルメを外してカウンターウェイト、要するに上にある土を減らせば安定するのではないかというのが、今、岡本議員から見せていただいた資料でございます。この資料をもって一旦上の土を取ろうということで、その土を取りに入っています。その段階で今見せていただいた写真ですけども、道路の形状はなしではありません。それはあくまでも平場を造って、そこで一旦水を切ってしまうという工事です。ですので、幅員が2メートルの道をそこの平場は7メートルほどあります。そういう形で道路を復元するのではなく、一旦平場を造って動かしたいと。この間には用地が、上の施設の部分合わせて、今言われている道路のカーブの部分を東部連合が購入をしています。購入した道路の両側ですね、上面と下面を両方とも買いました。これで一旦どこまでの範囲が影響で出ているのかということで調査に入っています。

その結果、下部のほうもかなり動いているであろうということで、取りあえず上のカウンターを外せということで土を外したのが令和3、4年の工事です。その工事中にも土が動いた結果がありまして、それを修復しながらやっていったと。

ただ、たしか6月頃、工事をしている最中に若干動いたと。どこまで動いているかわからないということで、この件に関しては、そこの土をのける途中で一回修景をかけて、もう一回修景をかけ直したと。

現実、今の状況を申しますと、平成20年あたりの形がそのまま現状として現れておりまして、これがどういう形で動いているのか、全く今のところ感知できません。ほぼ15メートルぐらいにもう一つの滑りがあるのか、30メートル下に滑りがあるのかも今見えてきていません。

その状況の中で、今回6月の連合の補正で、一旦、上の上面の水が浸透しないように持っていく。それを持っていった上で水が入らないようにして、その結果で定点観測を若干の期間でやると。その結果を見て今後の改修対策、町道をその位置に戻すかどうかにつきましても、連合と協議をしながら持っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

都合が悪くなったら長々と関係ないことを答弁されて、平成5年からの話なんですなんてことは、これは本当にごまかし以外でも何物でもないと思うんですよね。そんな説明は求めてないんですよ、私は、そういった意味で、今回の工事に業者の責任はないとは言えないでしょうとしか聞いてないんですよね。それを本当にね、関係のない話をずっとされてごまかされたというふうに思います。

そういう設計に不備があったかもしれない業者に1,300万円もの施工も要は勘案させたという意味でもですね、本当に何を考えておられるのかというふうに思いま

す。ですから、町の財産である町道をあそこまで崩落させた責任というのをしっかりと  
はっきりさせて、ちゃんと通れるようにしていただきたいということを求めて終わら  
せていただきます。

○議長（吉田哲也君）

以上で、岡本正意議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから 2 時 4 0 分まで休憩いたします。

休憩（午後 2 時 4 0 分～午後 2 時 3 0 分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6、認定第 1 号 令和 5 年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について、認  
定第 2 号 令和 5 年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定第  
3 号 令和 5 年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 4  
号 令和 5 年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 5 号  
令和 5 年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 6 号 令和  
5 年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 7 号 令和 5 年度  
和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上 7 件を一括議題とい  
たします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、認定第 1 号から第 7 号の提案理由を申し上げます。

令和 5 年度和東町一般会計ほか 6 特別会計の決算につきまして、地方自治法第 2 3  
3 条第 3 項及び第 5 項の規定に基づき、監査委員の決算審査意見書及び関係書類をつ  
けて提出するものでございます。

ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

お諮りいたします。

本決算審議につきましては、議員全員の10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号までの令和5年度和東町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件については、10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第7、議案第36号 和東町総合保健福祉施設建設工事請負契約の第2回変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、和東町総合保健福祉施設建設工事請負契約の第2回変更について提案理由を申し上げます。

令和5年9月11日に工事請負契約を締結した「和東町総合保健福祉施設建設工事」について、一部使用資材の納入に遅れが生じたことにより、当該工事の工期のみを変更し、請負契約の変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める必要があることから、提案させていただく次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

それでは、議案第36号をよろしく願いたします。

議案第36号

和東町総合保健福祉施設建設工事請負契約の第2回変更について

令和5年8月23日に入札に付した、和東町総合保健福祉施設建設工事請負契約について、下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 事業名    | 和東町総合保健福祉施設整備事業  |
| 2 | 工事番号   | 5施整第1-2号   |
| 3 | 工事名    | 和東町総合保健福祉施設建設工事  |
| 4 | 工事場所   | 京都府相楽郡和東町大字釜塚地内  |
| 5 | 契約金額   | 16億4,745万5,700円  |
| 6 | 契約の相手方 | 京都府八幡市八幡吉原52番地の2<br>株式会社巖建設 代表取締役 嵩 国章                               |
| 7 | 契約の方法  | 地方自治法第234条の規定による一般競争入札   |
| 8 | 工期     | 令和5年9月12日から令和6年12月28日を令和7年1月31日へ変更                                   |
| 9 | 支出科目   | 和東町一般会計<br>(款) 3 民生費<br>(項) 1 社会福祉費<br>(目) 1 社会福祉総務費<br>(節) 14 工事請負費 |

令和6年9月10日提出

和東町長 馬場正実

裏面をお願いいたします。N o . 3 6 資料でございます。

## 和東町総合保健福祉施設建設工事変更 概要

### 1. 延期の理由

高圧ケーブル、C V Tケーブル太径について

九州大型半導体工場建設、関西万博、石川県能登地方の災害復旧等による需要増により、当該資材は一時的に受注停止状態となり、納期未定となった。現在の納期は10月中旬から下旬であり、そのため、あとの工程の工期が現在の工程どおりに進めることが困難となったため、当初契約工期である令和6年12月28日までを今回令和7年1月31日まで1か月間、工期を延長する。

以上でございます。

ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今回、工期の変更のみということですが、町長の初めの報告に少し触れられておりましたが、工期が延長しても、いわゆる来年の4月のオープンには支障がないということで、もう一度確認させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

4月の開庁に合わせて鋭意努力しているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いわゆる4月1日、来年度当初から施設としてオープンし、各業務をしていただくということが大事なんですけども、ただ1か月延びるとなりますと、いわゆるそこに入られる社協であるとか診療所であるとか行政もそうですけども、業務をするには一定の準備というのがあると思うんですね。そういった意味で、1か月というのは結構大きい期間だと思いますので、一応その辺、4月1日から業務ができますという意味での住民の関係では無理というのではないのでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

2月、3月の辺りで、一定出合い丁場というのはございますが、問題ないという認識でございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第36号 和東町総合保健福祉施設建設工事請負契約の第2回変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第36号 和束町総合保健福祉施設建設工事請負契約の第2回変更については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、先ほど設置されました決算特別委員会は、来る9月19日午前9時30分から本議場で開会いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後2時50分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

和束町議会議長            吉   田   哲   也

会議録署名議員          高   山   豊   彦

会議録署名議員          井   上   武   津   男